

具体的な取組の柱		主 な 内 容	課 題	目 標 時 期	実施する機関										
事 項	横浜市 (危機管理室：全市的な取組)				横浜市 (各区：区独自の取組)		川崎市 (危機管理室)	神奈川県 (安全防災局)	気象庁	横浜市 (道路局)	川崎市 (河川課)	神奈川県 (県土整備局)			
具体的取組															
1)ハード対策の主な取組															
■洪水を河川内で安全に流す対策															
○河川改修が必要な箇所の整備及び適切な維持管理(除草・浚渫を含む)の実施	・整備効果の高い箇所から計画的に河川改修を実施 ・堆積土砂の撤去や除草など、適切な維持管理の実施	T	概ね5年 (維持管理については引き続き実施)							・国が実施した中小河川の緊急点検結果を踏まえ、帷子川、今井川、阿久和川の改修事業を実施するほか、抜本的治水対策が必要として選定した「計画28河川」のうち、和泉川、いたち川、宮川、準用日野川、準用舞岡川などの改修事業を実施する。 ・流下能力の効果を促進するため、浚渫と除草の範囲の拡充を図る。また、長寿命化計画に基づき、河川管理施設等の補修や更新を適切に行っていく。	・「川崎市総合計画」や国が実施した中小河川の緊急点検結果等を踏まえ、五反田川放水路整備事業、平瀬川支川及び準用河川三沢川の改修事業、平瀬川護岸改修などを実施する ・川崎市河川維持管理計画(土木構造物編)に基づき点検を実施し、河川管理施設等の補修や更新を適切に行っていく。	・矢上川、恩田川、帷子川、柏尾川において、護岸工、洪水調節施設の整備などを実施する。 ・引き続き、必要な箇所において堆積土砂の除去及び除草を実施し、流下能力の確保を図る。 ・このほか、遊水地の整備等に必要な調査・設計を実施する。			
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備															
①防災行政無線の整備促進、防災ラジオ等の配布等の検討及び多様な情報伝達手段の検討	・防災行政無線の整備促進、戸別受信機等の配布、更新等及び多様な情報伝達手段の検討	I、J K	概ね5年	引き続き、河川洪水対策用屋外スピーカー整備等を実施、検討している。また、河川洪水対策用屋外スピーカーとして、モデル的に瀬谷区瀬谷6丁目及び周辺の境川沿いの浸水想定区域に、H31年度運用開始に向けて、防災用屋外スピーカーを設置予定。	・区内のコミュニティFMと連携し、緊急時に自動起動する防災ラジオを自治会・町内会等に貸与するとともに、民間企業との協働で、同ラジオの一般販売を行っている。また、災害・緊急情報等をスマートフォンなどの端末機に配信する無料アプリ「FMサルース of using FM++」の運用を行っている。(青葉区)	同報系防災行政無線の屋外受信機の増設、戸別受信機の更新、防災行政無線設備等の老朽化対策を実施する。									
②浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備、自家発電装置等の耐水化及び上層階への設置	R	概ね5年	-	・区庁舎への土壌、排水ポンプ等の整備(神奈川区、中区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、港北区、緑区、青葉区、戸塚区、泉区で実施。 浸水想定区域に入っていない、西区、南区、港南区、金沢区、都筑区、栄区、瀬谷区は除く) ・庁舎浸水時における代替施設の検討	市役所本庁舎の建替え事業が進行中であり、水害対策に配慮して、機械室を地下に置かず、クレーンが届く低層部に配置する予定である。									
③新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備	・水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備 ・大規模水害に備えた水防資機材の拡充	Q	引き続き実施							各区の土木事務所に神奈川県水防計画で定められている資機材を確認している。今後は、市民の避難所への誘導に関わる資機材や設備の拡充について検討する。	・市内9箇所の水防倉庫に、土のう、ロープ、ビニールシートなどを備蓄している。新素材・新技術による資機材の配備については、開発動向を注視する。	・必要に応じて、地域の特性や大規模水害に対応した水防資機材を配備する。			
④水位計(簡易水位計を含む)や量水標、河川監視カメラ等の設置、更新	・避難行動や水防活動を支援するための簡易水位計や量水標、河川監視カメラ等の設置	A、B O、P	引き続き実施							市内を流れる河川に水位計を設置するとともに、量水標も設置して、確実に水位が計れる仕組みを構築している。また、本市が管理する一部の水位計の周辺には監視カメラも併せて設置して、視覚的に河川の様子が把握できる仕組みを構築している。今後5か年の間に水位計や監視カメラの更新を進めるとともに増設も併せて検討し、その中で簡易に設置できる危機管理型水位計を、ネック箇所や工事箇所へ機動的に設置する。また、上流域の自治体と連携して、水位情報の共有を検討する。	・今後検討する	・水位計及び河川監視カメラの整備を引き続き進める。 ・簡易に設置できる危機管理型水位計については、重要水防区域や溢水の恐れのある箇所等、洪水時の水位監視が必要な箇所に設置する。 ・その他、危機管理型水位計について、ネック箇所や工事箇所へ機動的に設置することも検討する。			
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組															
■情報伝達、避難計画等に関する取組															
①ホットラインの構築や水位計・ライブカメラの住民に分かりやすく、リアルタイムな情報提供	・洪水予報等の情報発信(洪水予報等)の実施 ・水位計の情報やライブカメラの映像をリアルタイムで提供 ・河川の状況を直接伝達するホットラインの構築	A、C D、M P	引き続き実施							市内を流れる河川の各拠点に水位計を設置し、その情報と水位計の付近に設置した監視カメラ画像を「水防災情報のページ」で発信している。今後は、周辺自治体と連携して、上流域の水位情報の追加や、市民に分かりやすい画面構成等、システムの再構築を図る。	・市ホームページの「防災気象情報」に掲載・配信する雨量・水位情報を提供する。 ・市内河川に設置されている本市所有の水位計を適切に維持管理する。	・雨量及び水位、河川監視カメラの画像は、神奈川県ホームページでリアルタイムで公表している。 ・今後も、必要な箇所について雨量計、水位計、監視カメラの整備を進める。 ・ホットラインを構築する。			
②避難勧告の発令に着目したタイムラインの検討・作成	・チェックリストを活用しタイムラインを作成 ・タイムラインを検証し見直しを実施	F、O S	概ね5年	-	タイムラインの策定を今後、検討する。	平成28年度に、水位周知河川に係るタイムラインを作成した。		小田原市、厚木市の作成に協力、今後も流域自治体の作成に適宜協力する。	本市危機管理室や本協議会で進めているタイム・ラインの作成を支援する。		・防災体制の構築などの対応を整理した水害対応チェックリストを整備している。 ・タイムラインを作成する。				
③タイムラインに基づく実践的な訓練の実施	・ロールプレイング等の実践的な訓練を実施	L、N O、S	引き続き実施	-	・実施を検討(神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、瀬谷区) ・タイムライン策定を踏まえての各種訓練(図上、ロールプレイング等)の実施を検討(泉区)	今後検討する。	・気象台と県では、出水時の対応等を相互に確認しあう検討会を実施している。 ・今後、市町村等に参加を促し、より実践的な検討会とする。	水防管理者が実施する訓練に必要なに応じて協力する。			・県と気象台では、出水時の対応等を相互に確認しあう検討会を実施している。 ・今後、市町村等に参加を促し、より実践的な検討会とする。				
④想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	A、B	H31年度								・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の見直しを河川ごとに順次進めており、帷子川水系等については、すでに公表している。 ・その他の河川についても、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表を進める。				
⑤洪水ハザードマップの拡充	・想定最大規模降雨による洪水を対象とした洪水ハザードマップの策定(法指定河川) ・準用河川等における浸水想定区域の検討	A、B G、H	概ね5年	-	・市ホームページで閲覧可能な地図(わいわい防災マップ)の改訂(平成29年度) ・想定最大規模降雨による浸水範囲も含めた洪水ハザードマップの改訂	川崎区及び幸区については想定最大規模降雨による洪水ハザードマップを改定済み。他の5区については、平成29年度中に改定を行う。	・作成に必要な情報の提供など、適切な支援を行っていく。		現在、神奈川県が二級河川の浸水想定区域図の策定を進めているが、その中で本市は当該河川の準用河川部分について、ハザードマップに反映させるため浸水想定区域図の解析を進めている。	川崎区及び幸区を除く5区について、市内河川(準用・普通河川)をハザードマップに反映させるため浸水想定区域図の解析を進め、平成29年度中に想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの改定を行う。					
⑥近隣市区と連携した広域避難の作成及び垂直避難や地下街の検討	・想定最大規模洪水による浸水により、市内避難所数が不足する場合や避難が市内避難所より他市の方が適切と思われる場合等において、広域避難計画(案)を作成または検討 ・垂直避難や地下街の検討	H、M	引き続き実施	-	・帷子川水系の洪水浸水を想定とした横浜駅周辺事業者、地下街、鉄道事業者との情報受伝達訓練の実施(5月) ・帷子川水系の洪水浸水想定区域に該当する地下街(ポルタ、ジョイナス地下街)との避難対策等の検討	・多摩川と鶴見川に挟まれている地域特性から、広域避難は困難であると考えており、広域避難計画の策定は予定していない。 ・垂直避難の考え方については、ハザードマップ等において避難行動の1つと位置付けている。 ・地下街等と川崎市は、情報伝達訓練を実施した。	・作成に必要な情報の提供など、適切な支援を行っていく。 ・他の都道府県の市町村への受入れについて、市町村から協議の要求があった場合は、他の都道府県と協議を行います。また、被災市町村からの要求を待たずに広域避難のための要求を当該市町村に代わって行います。				・作成に必要な情報の提供などの支援を行っていく。				
⑦要配慮者・外国人等への対応等を考慮した避難計画の検討	・想定最大規模降雨に伴う洪水による要配慮者や外国人への対応等を考慮した避難計画の作成	J	概ね5年	要配慮者については避難計画の作成及び訓練の促進のための説明会を実施	・福祉主管課と調整を行い、実施を検討。 ・区内ケアプラザ所長会、園長会等において説明を実施(西区)	・要配慮者施設に対して、避難確保計画の作成等に関する説明会を実施。今後、水防法の改正について改めて周知を行う予定である。 ・外国人への対応については、今後検討する。	・県所管の要配慮者利用施設について、避難計画が適切に作成されるよう、県関係部局との連携を強化していく。 ・市町村に対しても、制度の説明や関係機関同士の連携など、適切な支援を行っていく。		外国人に対しても幅広く水防情報を提供できるように、英語版の「水防災情報のページ」を作成したが、今後は中国語版の作成など更なる多言語化を進める。		・県所管の要配慮者利用施設について、避難確保計画が適切に作成されるよう、県関係部局との連携を強化していく。 ・市町村に対しても、制度の説明や関係機関同士の連携などの支援を行っていく。 ・外国人に対する雨量・水位情報の提供の方法について検討する。				
⑧案内板等の整備や電柱等に想定浸水深などを標識として表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の検討	・既設案内板の利活用を検討 ・公共施設や電柱を中心に、看板の設置を検討	A、H J、K	概ね5年	-	公共施設や電柱を中心に、水害の浸水実績看板(表示)を検討。(西区では海拔表示を掲示。)	避難所案内看板を更新する予定であり、その中で浸水深の表示を行っていく。	・作成に必要な情報の提供など、適切な支援を行っていく。								
⑨気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性の提供」を実施	・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の現象」になる可能性の情報提供 ・メッシュ情報の充実化	A	引き続き実施						「危険度の色分け表示」及び「警報級の可能性の提供」について、29年5月17日から気象庁ホームページで公開。「大雨警報(浸水害)の危険度分布」及び「洪水警報の危険度分布」について、29年7月4日から気象庁ホームページで公開。						

具体的な取組の柱		主な内容	課題	目標時期	実施する機関							
事 項	横浜市 (危機管理室:全市的な取組)				横浜市 (各区:区独自の取組)	川崎市 (危機管理室)	神奈川県 (安全防災局)	気象庁	横浜市 (道路局)	川崎市 (河川課)	神奈川県 (県土整備局)	
具体的取組												
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組												
■防災教育や防災知識の普及												
	①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	A, E H	引き続き実施	各区役所及び危機管理室等にて対応	総務課防災担当にて対応	洪水からの避難方法等については、危機管理室において随時問い合わせを受け付けている。	-	自治体と双方向のホットライン窓口を設定し、気象の見通し等に係る解説に対するほか、平常時からも問い合わせに応じる。			・県河川課及び各土木、治水事務所・センターで対応する。
	②水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	・水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	A, E H, M	引き続き実施	・帷子川水系洪水浸水想定区域の見直しに関する事業者等への説明会を実施(8月) ・防災担当職員に対する研修を実施(4月)	-	市河川課及び各区危機管理担当との共同で、洪水ハザードマップの説明会を開催した。	・自主防災組織リーダー等研修の中で映像や演習を通じて実施 ・体験施設の一般来館者に対して風水害の模擬体験を通じて実施	自治体等の要請により、水防災意識の向上を図るための説明会・講習会・出前講座を積極的に行っていく。	他の区局と連携して、イベント等を通じて、水防災情報システムの周知を進めていく。	・危機管理部署との共同で、洪水ハザードマップの説明会を開催する。 ・区民祭等イベントを活用し、調整池等の維持管理について啓発活動をおこなう。	・市町村等の関係機関からの要請に応じて、地域住民に対して河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供する機会を設けている。 ・引き続き、要請に応じて河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供していく。
	③教員を対象とした講習会の実施	・授業を実施する前に担当教員にも水災害の知識を身につけていただくための講習会を実施	A, E H, M	引き続き実施	予定なし	市教育委員会では対応していると思料する。	川崎市立の全学校の防災担当教職員に対して、洪水の避難確保計画や避難訓練の考え方等について説明を実施済み。	・教職員を対象とした防災教育研修を実施	県及び流域自治体の取り組みに協力する。			・関係機関からの要請に応じて、防災情報や減災対策に係る取組などの情報を提供する。
	④小学生を対象とした水防災教育の実施	・小学校の総合学習授業の中で、水防災教育の取組の実施	A, E H, M	引き続き実施	-	区内小学生を対象とした、風水害を含めた防災授業の実施。	今後検討する。	・小学4年生を対象に「かながわキッズぼうさいカード」を作成し、風水害時の行動について啓発	県及び流域自治体の取り組みに協力する。	現在、市内の全小学校の1年生を対象に、夏休み前までに水難事故防止啓発チラシを配布し、ホームルーム等の時間を活用して川遊びの危険性の周知を小学校に依頼している。	・今後検討する	・関係機関からの要請に応じて、水防災教育を実施する。
	⑤出前講座等の講習会の実施	・出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施	A, E H, M	引き続き実施	-	検討中(神奈川区、西区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、戸塚区) 多世代を対象とした防災講演会を実施(神奈川区) 小中学生を対象とした防災・減災出前講座を実施(中区、瀬谷区(消防と連携で実施)) 防災まち歩きを区民・企業を対象に実施(中区) 防災まち歩きを自治会町内会、連合自治会町内会、地域防災拠点運営委員会の希望団体を対象に実施(泉区、瀬谷区) 地域の要望に応じて出前講座を実施(都筑区、栄区、泉区、瀬谷区) ・自治会、町内会等が主催する防災講習会に、防災知識を備えた専門講師を派遣(保土ヶ谷区)	市民からの申し込みにより、随時「ぼうさい出前講座」を実施しており、その中で風水害についても扱っている。	関係機関からの要請に応じて、防災知識の普及啓発活動を支援している。	県及び流域自治体の取り組みに協力する。	市内の小学校を訪問して、身近な河川の概要について説明する中で、洪水時の河川の危険性を周知している。また、市内の全小学校の1年生を対象に、夏休み前までに水難事故防止啓発チラシを配布し、ホームルーム等の時間を活用して川遊びの危険性の周知を併せて小学校に依頼している。	・町会ほか、一定数の住民要望があれば、今後、出前講座等を実施予定。	・市町村等の関係機関からの要請に応じて、地域住民に対して河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供する機会を設けている。 ・引き続き、要請に応じて河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供していく。
2)ソフト対策の主な取組 (2)洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組												
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組												
	①消防団への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・情報伝達訓練等の実施	L, N O	引き続き実施	消防署と連携した地区本部運営訓練を実施し、デジタル簡易無線機、署系無線機等を活用した情報受伝達訓練や連絡網による連絡体制の確認を実施している。(消防局)	消防団が、水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や災害現場等で行っている。	消防団が水防団を兼務している。消防署長と消防団長が協議の上、消防団長の指示により消防団員へ連絡する体制を取っている。					
	②消防団同士の連絡体制の確保	・近隣の消防団の連絡体制の確保	O, P	引き続き実施	連絡網、メーリングリストを作成し、災害情報や災害対策配備体制の情報を共有している。(消防局)	消防署で対応している。	消防団が水防団を兼務している。消防署長と消防団長が協議の上、消防団長の指示により消防団員へ連絡する体制を取っている。					
	③消防団や地域住民が参加する重要水防区域等の共同点検	・消防団や地域住民が参加する重要水防箇所等の共同点検	A, E H, M	概ね5年	検討(京浜河川事務所が実施する共同点検には参加している。)	検討(毎年、地元住民、消防団、消防署、警察署、区役所で河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検には参加している。 神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、瀬谷区)	-	-	県が実施する共同点検に参加する。	-	・区役所・危機管理部署とともに、京浜河川事務所が実施する共同点検に参加する。	・堤防が決壊すると被害が甚大となる鶴見川の、洪水に対しリスクが高い区間(重要水防区域等)において、市、消防団、住民と堤防の共同点検を実施している。 ・今後、対象河川を拡大し、継続的に実施する
	④関係機関が連携した水防訓練の実施	・合同水防訓練や水防管理団体が行う訓練への参加	L, N	引き続き実施	-	・消防で実施している。 ・毎年、出水期前に地元住民、消防団、消防署、警察署、区役所が参加する水防訓練を鶴見川、早瀬川で隔年で実施している。(都筑区)	-	-	関係機関が実施する訓練に必要な応じて協力する。	-	・消防部署、地域消防団が実施する水防訓練へ各区役所道路公園センターが参加する。 ・市総合防災訓練の水防工法に、区役所道路公園センターとともに参加する。	・市町村等を対象とした水防講習会を開催している。
自由回答欄						中区では、河川の氾濫による想定浸水区域が存在しない。 磯子区では、避難勧告等を発令する場合の手順や役割を事前に定めたマニュアルに沿って、毎年訓練を実施している。						

具体的な取組の柱		主な内容	課題	目標時期	実施する機関					
事 項	横須賀市				逗子市	葉山町	気象庁	神奈川県 (安全防災局)	神奈川県 (県土整備局)	
具体的取組										
1)ハード対策の主な取組										
■洪水を河川内で安全に流す対策										
	○河川改修が必要な箇所の整備及び適切な維持管理(除草・浚渫を含む)の実施	・整備効果の高い箇所から計画的に河川改修を実施 ・堆積土砂の撤去や除草など、適切な維持管理の実施	M、Q	概ね5年 (維持管理については引き続き実施)						・田越川において、護岸工を実施する。 ・引き続き、必要な箇所において堆積土砂の除去及び除草を実施し、流下能力の確保を図る。 ・このほか、護岸の整備等に必要な調査・設計を実施する。
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備										
	①防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布等	・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布、防災行政無線テレホンサービスの導入、デジタル化、難聴地区の解消等	H、I,J	概ね5年	下記整備済み ・防災行政無線のデジタル化 ・防災行政無線テレホンサービス ・緊急一斉送信FAXシステム	・難聴地域解消のための防災行政無線子局の新設 ・防災行政無線のデジタル化の推進 ・防災行政無線のテレホンサービス ・防災行政無線のFAXサービス		・防災行政無線のMCA化 ・メール、ツイッター、テレホンサービス、データ放送等、補完手段の拡充		
	②浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備、自家発電装置等の耐水化及び上層階への設置	P	引き続き順次実施		自家発電設備(太陽光発電設備)を屋上に設置し蓄電池を3階に設置して災害に対応している。		当町の役場本庁舎及び消防庁舎は、浸水被害を見込んでいないため、未実施。		
	③新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備	・水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備 ・大規模水害に備えた水防資機材の拡充	O	引き続き順次実施	新素材等ではありませんが、「1t土のう袋」の備蓄を始めた。	-		水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備について検討している		・必要に応じて、地域の特性や大規模水害に対応した水防資機材を配備する。
	④水位計(簡易水位計を含む)や量水標、河川監視カメラ等の設置、更新、増設	・避難行動や水防活動を支援するための簡易水位計や量水標、河川監視カメラ等の設置	A,C,L,N	引き続き実施						・水位計及び河川監視カメラの整備を引き続き進める。 ・簡易に設置できる危機管理型水位計については、重要水防区域や溢水の恐れのある箇所等、洪水時の水位監視が必要な箇所に設置する。 ・その他、危機管理型水位計について、ネック箇所や工事箇所へ機動的に設置することも検討する。
■情報伝達、避難計画等に関する取組										
	①ホットラインの構築や水位計・ライブカメラのリアルタイムの情報提供	・洪水予報等の情報発信(洪水予報等)の実施 ・水位計の情報やライブカメラの映像をリアルタイムで提供 ・河川の状況を直接伝達するホットラインの構築	A,C,D,H,L	引き続き実施						・雨量及び水位、河川監視カメラの画像は、県のホームページでリアルタイムで公表している。 ・今後も、必要な箇所について雨量計、水位計、監視カメラの整備を進める。 ・ホットラインを構築する。
	②避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	・チェックリストを活用しタイムラインを作成 ・タイムラインを検証し見直しを実施	F,L	概ね5年	本市では、浸水域はかなり狭く限定的であり、住民避難のためのタイムラインは不要と考えている。	-		今年度の地域防災計画の修正に合わせ、各種マニュアルの修正やタイムラインの作成を検討している。	流域自治体の作成に適宜協力する。	・防災体制の構築などの対応を整理した水害対応チェックリストを整備している。 ・タイムラインを作成する。
	③タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練の実施	・ロールプレイング等の実践的な訓練を実施	F、K、L	引き続き順次実施	本市では、浸水域はかなり狭く限定的であり、住民避難のためのタイムラインは不要と考えている。	-		首長・副首長・各部長・各課長を対象とした災害対策本部図上運営訓練の実施。	水防管理者が実施する訓練に必要なに応じて協力する。	・県と気象台では、出水時の対応等を相互に確認しあう検討会を実施している。 ・今後、市町村等に参加を促し、より実践的な検討会とする。
	④想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	A,B	平成31年度						・今後、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表を進める。
	⑤想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの策定	・想定最大規模降雨による洪水を対象とした洪水ハザードマップの策定	A,B,G	概ね5年	洪水ハザードマップは作成済み	洪水ハザードマップについては、土砂災害等ハザードマップに内容を組み込み、策定済。		浸水想定区域図を町HPや防災ガイドブックに掲載。平成31年度の河川浸水想定見直しに伴い、洪水ハザードマップを作成予定。		・作成に必要な情報の提供など、適切な支援を行っていく。
	⑥近隣市町と連携した広域避難の作成及び垂直避難や地下街の検討	・想定最大規模洪水による浸水により、市内避難所数が不足する場合や避難が市内避難所より他市の方が適切と思われる場合等において、広域避難計画(案)を作成または検討 ・垂直避難や地下街の検討	G	引き続き実施	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町で締結している「災害時における横須賀三浦地域市町相互応援に関する協定」により、被災者の受入について相互に協力することとしている。	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町で締結している「災害時における横須賀三浦地域市町相互応援に関する協定」により、被災者の受入について相互に協力することとしている。		横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町で締結している「災害時における横須賀三浦地域市町相互応援に関する協定」により、被災者の受入について相互に協力するものと考えているが、具体的な対応については現状では検討していない。	・作成に必要な情報の提供など、適切な支援を行っていく。 ・他の都道府県の市町村への受入れについて、市町村から協議の要求があった場合は、他の都道府県と協議を行います。また、被災市町村からの要求を待たずともがない場合は、市町村の要求を待たずに広域避難のための要求を当該市町村に代わって行います。	・作成に必要な情報の提供などの支援を行っていく。
	⑦要配慮者・外国人等への対応等を考慮した避難計画の検討	・想定最大規模降雨に伴う洪水による要配慮者や外国人への対応等を考慮した避難計画の作成	G,I	概ね5年	本市では、浸水域はかなり狭く限定的であり、特段の対応は不要と考えている。	避難行動要支援者避難支援計画に基づき、地域において要配慮者の対応について検討中。		要支援者リスト及びマップを作成し、支援者となる自治会長や民生委員に事前配布し、要配慮者の円滑な避難体制の構築を図っている。		県所管の要配慮者利用施設について、避難確保計画が適切に作成されるよう、県関係部局との連携を強化していく。 ・市町村に対しても、制度の説明や関係機関同士の連携などの支援を行っていく。 ・外国人に対する雨量・水位情報の提供の方法について検討する。
	⑧案内板等の整備や電柱等に想定浸水深などを標識として表示する「まるとまちごとハザードマップ」の検討及び「災害・避難カード」の作成等	・既設案内板の利活用を検討 ・公共施設や電柱を中心に、看板の設置を検討 ・「災害・避難カード」の作成	A	概ね5年	本市では、浸水域はかなり狭く限定的であり、外水氾濫に特化した取組は不要と考えている。	-		津波対策としての海拔表示等は行っている所だが、水防関係の表示については検討中。		・作成に必要な情報の提供など、適切な支援を行っていく。
	⑨気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性の提供」を実施	・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化	A	実施済				「危険度の色分け表示」及び「警報級の可能性の提供」について、29年5月17日から気象庁ホームページで公開。 「大雨警報(浸水害)の危険度分布」及び「洪水警報の危険度分布」について、29年7月4日から気象庁ホームページで公開。		

具体的な取組の柱		主な内容	課題	目標時期	実施する機関					
事 項					横須賀市	逗子市	葉山町	気象庁	神奈川県 (安全防災局)	神奈川県 (県土整備局)
具体的取組										
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組										
■防災教育や防災知識の普及										
①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	A、E	引き続き実施	本市では、浸水域はかなり狭く限定的であり、外水氾濫に特化した取組は不要と考えている。	専門の窓口は設置していないが、問い合わせには随時対応している。	窓口として特段設置はしていないが、問合せ等については、防災安全課にて随時対応している。	自治体と双方向のホットライン窓口を設定し、気象の見通し等に係る解説に対するほか、平常時から問い合わせに応じる。		・県河川課及び各土木、治水事務所・センターで対応する。	
②水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	・水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	A、E	順次実施	本市では、浸水域はかなり狭く限定的であり、外水氾濫に特化した取組は不要と考えている。	地域からの要望があれば、その都度対応している。	特段実施していないが、町内会等の防災訓練に参加し、防災知識の普及活動等の支援を実施	自治体等の要請により、水防災意識の向上を図るための説明会・講習会・出前講座を積極的に行っていく。	・自主防災組織リーダー等研修の中で映像や演習を通じて実施 ・体験施設の一般来館者に対して風水害の疑似体験を通じて実施	・市町村等の関係機関からの要請に応じて、地域住民に対して河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供する機会を設けている。 ・引き続き、要請に応じて河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供していく。	
③教員を対象とした講習会の実施	・授業を実施する前に担当教員にも水災害の知識を身につけていただくための講習会を実施	A、E	引き続き順次実施	本市では、浸水域はかなり狭く限定的であり、外水氾濫に特化した取組は不要と考えている。	実績なし。 要望があれば対応する。	各種ハザードマップを用いた防災学習に向け、教職員に対し水防災等に関する情報を提供した。	県及び流域自治体の取り組みに協力する。	・教職員を対象とした防災教育研修を実施	・関係機関からの要請に応じて、防災情報や減災対策に係る取組などの情報を提供する。	
④小学生を対象とした水防災教育の実施	・小学校の総合学習授業の中で、水防災教育の取組の実施	A、E	順次実施	本市では、浸水域はかなり狭く限定的であり、外水氾濫に特化した取組は不要と考えている。	実績なし。 要望があれば対応する。	各種ハザードマップを用いた防災学習を教職員が実施した。	県及び流域自治体の取り組みに協力する。	・小学4年生を対象に「かながわキッズぼうさいカード」を作成し、風水害時の行動について啓発	・関係機関からの要請に応じて、水防災教育を実施する。	
⑤出前講座等の講習会の実施	・出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施	A、E	引き続き実施	本市では、浸水域はかなり狭く限定的であり、外水氾濫に特化した取組は不要と考えている。	出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施している。	自主防災組織となる自治会からの要望により、防災訓練の際に防災知識の普及啓発を併せて実施している。	県及び流域自治体の取り組みに協力する。	関係機関からの要請に応じて、防災知識の普及啓発活動を支援している。	・市町村等の関係機関からの要請に応じて、地域住民に対して河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供する機会を設けている。 ・引き続き、要請に応じて河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供していく。	
2)ソフト対策の主な取組 (2)洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組										
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組										
①消防団への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・情報伝達訓練等の実施	D、K、L	引き続き実施	本市水防団は消防団として、兼務しており、消防団組織で設備運用している無線等を使用して情報伝達を行っている。	消防団緊急招集システム及び無線やメールなどを活用して情報伝達手段の確保を行っている。	本町水防団は、消防団として兼務しており、消防団組織で運用しているメールによる参集体制を構築し、運用している。				
②消防団同士の連絡体制の確保	・近隣の消防団の連絡体制の確保	L、N	引き続き実施	上記同様、消防団組織間での連絡体制を確保している。	現状では実施していない。	上記同様、消防団組織間での連絡体制を確保している。				
③消防団や地域住民が参加する重要水防箇所等の共同点検	・消防団や地域住民が参加する重要水防箇所等の共同点検	A、E、K	概ね5年	今後、検討していく。	今後、検討していく。	現状では実施していないが、他構成員の動向を踏まえ検討する。	県が実施する共同点検に参加する。	-	・洪水に対しリスクが高い区間(重要水防区域等)において、市町村、消防団、住民と堤防の共同点検を実施する。	
④関係機関が連携した水防訓練の実施	・合同水防訓練や水防管理団体が行う訓練への参加	K	引き続き実施	毎年、本市土木部職員を対象とした水防訓練を実施している。	水防に特化した訓練は実施していないが、総合防災訓練にて水防訓練(土のう積み)を実施している。	水防に特化した訓練は実施していないが、総合防災訓練にて土のう作成訓練を実施している。	関係機関が実施する訓練に必要なに応じて協力する。		・市町村等を対象とした水防講習会を開催している。	
⑤水防活動の担い手となる消防団の募集・指定等の促進	・広報紙やホームページ等で広く募集	N	引き続き実施	消防団(水防団)の募集については、適宜広報紙やホームページ等で広く呼びかけている。	消防団(水防団)の募集については、適宜広報紙やホームページ等で広く呼びかけている。	消防団(水防団)の募集については、適宜広報紙やホームページ等で広く呼びかけている。				
自由回答欄										-

具体的な取組の柱		主な内容	課題	目標時期	実施する機関							
事 項	相模原市(危機管理)				相模原市(都市基盤河川)		藤沢市	鎌倉市	茅ヶ崎市			
具体的取組												
1)ハード対策の主な取組												
■洪水を河川内で安全に流す対策												
	〇河川改修が必要な箇所の整備及び適切な維持管理(除草・浚渫を含む)の実施	・整備効果の高い箇所から計画的に河川改修を実施 ・堆積土砂の撤去や除草など、適切な維持管理の実施	Y	概ね5年 (維持管理については引き続き実施)		・一級河川道保川について計画に基づき流下能力の向上に取組む。 ・一級河川道保川及び一級河川鳩川について引き続き、必要な箇所において堆積土砂の除去及び除草を実施し、流下能力の確保を図る。						
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備												
	①防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布等	・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布、防災行政無線テレホンサービスの導入、デジタル化、難聴地区の解消等	D, E, M, N	引き続き実施	・災害時要援護者施設への一斉FAXの配信(市内小中学校及び浸水想定区域内の施設を対象とする。)		・防災行政無線固定系屋外子局のデジタル化 ・レディオ湘南と連動した防災ラジオの有償市民頒布 ・スマートフォンアプリ版の防災ナビの導入	・難聴地区の解消のため防災行政無線スピーカー交換、防災ラジオ等の配布、防災行政無線テレホンサービス、デジタル化(平成33年度完成予定)	【これまでの取組内容】 ・防災行政用無線のデジタル化を進めるための、工事見積を取得した。 ・防災行政用無線の難聴対策として導入した防災ラジオを配布している。 【概ね5年で実施する取組】 ・防災行政用無線(同報系)のデジタル化については、平成30年度に調査・設計、平成31・32年度に工事を予定している。また、難聴対策として引き続き防災ラジオの有償配付を行う。			
	②浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備、自家発電装置等の耐水化及び上層階への設置	W, X	引き続き実施	・市庁舎における自家発電装置を屋上などへ複数箇所に設置。		・災害拠点病院である市民病院については、地下階を設けない等の浸水対策を講じて再整備を進めている。災害対策本部設置施設(市庁舎)については浸水想定区域外である。	・非常用発電機(375KVA)使用不能時に備え、市役所本庁舎等に合計14台の簡易用発電機(5.5KVA)を備えている。	・実施済み			
	③新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備	・水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備 ・大規模水害に備えた水防資機材の拡充	T, U	引き続き実施	・消防団部長以上の職にあるものに対し、携帯型デジタル消防無線機を配備。 ・水防活動に従事する消防団に対し、ライフジャケットを配備。	-	・各消防団員にライフジャケットを配備し、消防分団においては可搬型デジタル無線機を配備している。	・各消防分団に可搬型デジタル無線機を配備している。平成30年度に消防団員にライフジャケットを配備する。	・大規模水害に備え、消防団器具置場に土のう置場の拡充を図った。			
	④水位計(簡易水位計を含む)や量水標、河川監視カメラ等の設置、更新、増設	・避難行動や水防活動を支援するための簡易水位計や量水標、河川監視カメラ等の設置	A, C, F, Q, R	引き続き順次実施								
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確な避難行動のための取組												
■情報伝達、避難計画等に関する取組												
	①ホットラインの構築や水位計・ライブカメラのリアルタイムの情報提供	・洪水予報等の情報発信(洪水予報等)の実施 ・水位計の情報やライブカメラの映像をリアルタイムで提供 ・緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信	A, G, Q, R	引き続き順次実施	・要配慮者施設、大規模工場等に対する情報の一斉配信を検討。							
	②避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	・チェックリストを活用しタイムラインを作成 ・タイムラインを検証し見直しを実施	I, J, Q, V	概ね5年	・避難勧告等判断・伝達マニュアル(庁内向け)に反映(マニュアル改訂に合わせて必要に応じて見直す) ・市民向けのタイムライン等の作成を検討。		・市内全域の風水害対策として、大規模台風を想定したタイムラインを作成し活用を図っている。	・河川に特定したタイムラインは平成28年に作成したが検証は行なっていない。別途、風水害全体的なタイムラインを作成し、市役所内部で実践している。	【これまでの取組内容】 ・現行タイムラインの見直しを検討した。 【概ね5年で実施する取組】 ・平成29年度内を目処に、庁内版タイムラインの策定を完了させ、平成30年度中に、ライフライン関係者等の事業者も含めたタイムラインの策定を行う。			
	③タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練の実施	・ロールプレイング等の実践的な訓練を実施	I, J, O, Q, V	引き続き順次実施	・風水害を想定した図上訓練等を検討。	同左	・毎年の出水期前に、全市域を対象とした台風対策のタイムラインに基づく実践的な風水害対策水防訓練を実施している。	・他構成員の動向を踏まえ検討する。	【これまでの取組内容】 ・相模川減災専門部会(幹事会)において、首長等が参加する情報伝達訓練について検討した。 【概ね5年で実施する取組】 ・相模川減災専門部会(幹事会)において、首長等が参加する情報伝達訓練について検討を行う。 ・タイムライン策定後に、図上訓練等(庁内及び関係機関)の実施について検討を行う。			
	④想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	A, B, C	平成31年度								
	⑤想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの策定	・想定最大規模降雨による洪水を対象とした洪水ハザードマップの策定	A, B, C, K, L	概ね5年	・平成29年度に鳩川及び道保川、平成30年度に串川及び道志川の見直しが予定されているため、見直し後策定予定。		・市内全域の最大規模の新たな洪水ハザードマップについては、各河川等の浸水想定区域の見直し後に作成していく。	・市内全域の最大規模の新たな洪水ハザードマップについては、各河川等の浸水想定区域の見直し後に作成していく。	【これまでの取組内容】 ハザードマップ作成に係る予算調整を行った。 【概ね5年で実施する取組】 ハザードマップを、平成29年12月15日号広報紙と同時配付			
	⑥近隣市町と連携した広域避難の作成及び垂直避難や地下街の検討	・想定最大規模洪水による浸水により、市内避難所数が不足する場合や避難が市内避難所より他市の方が適切と思われる場合等において、広域避難計画(案)を作成または検討 ・垂直避難や地下街の検討	K	概ね5年	・広域避難については、水害に特化したものはないが、県外又は市外への避難について、隣接県(市)と協定を締結済であるため、具体的な内容を調整中。 ・その他河川については、原則として垂直避難を周知。	同左	・想定最大規模の洪水浸水想定が公表されていない現時点では、広域避難の必要性は感じていない。水平避難に危険を感じる場合は、垂直避難を呼びかけることとしている。	・横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町で締結している「災害時における横須賀三浦地域市町相互応援に関する協定」により、被災者の受入について相互に協力することとしている。 ・状況に応じて避難行動の一つとして垂直避難を周知している。	【これまでの取組内容】 ・広域的な連携について、湘南広域都市行政協議会(2市1町)で意見交換を行った。 【概ね5年で実施する取組】 ・タイムラインの策定と同時並行で、浸水域外への避難者数を算出し、必要に応じて、湘南広域都市行政協議会(2市1町)で意見交換を行うなど、広域避難について検討を進めていく。			
	⑦要配慮者・外国人等への対応等を考慮した避難計画の検討	・想定最大規模降雨に伴う洪水による要配慮者や外国人への対応等を考慮した避難計画の作成	K, L, M	概ね5年	・水防法改正に伴う避難確保計画作成の促進や災害時に外国人支援を行う団体との協定を活用した対応の実施。 ・関係部局・機関と連携し、要配慮者や外国人が適切な避難行動を取るための方策の検討。		・藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画を策定し更新している。 また、外国の方のために多言語防災ガイドを作成し活用している。	・避難行動要支援者名簿を自治町内会等に配布し、円滑な避難に利用いただく。今後、水防法等の改正に伴う、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の避難計画を作成予定。	【これまでの取組内容】 ・市所管施設に対しては、国・県が開催した「水害・土砂災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会」の案内と併せて、水害・土砂災害のリスク、情報収集方法等について周知した。 【概ね5年で実施する取組】 ・タイムラインの策定と同時並行で、関係部局と連携を図り、要配慮者及び外国人の避難計画について検討を行う。			
	⑧案内板等の整備や電柱等に想定浸水深などを標識として表示する「まごともちごとハザードマップ」の検討及び「災害・避難カード」の作成等	・既設案内板の利活用を検討 ・公共施設や電柱を中心に、看板の設置を検討 ・「災害・避難カード」の作成	A, H, L, M, P	引き続き順次実施	・電柱に避難所・避難場所の誘導標識を設置。		・新たなハザードマップの作成後、必要性について研究していく。	・危険箇所マップや広報かまくらに「災害・避難カード」を掲載した。今後新たにハザードマップ等の作成時には掲載を検討する。	・ハザードマップ作成後に必要性について検討する。			
	⑨気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性の提供」を実施	・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化	A	引き続き実施								

具体的な取組の柱		主な内容	課題	目標時期	実施する機関				
事 項					大和市	海老名市	座間市	綾瀬市	寒川町
具体的取組									
1)ハード対策の主な取組									
■洪水を河川内で安全に流す対策									
〇河川改修が必要な箇所の整備及び適切な維持管理(除草・浚渫を含む)の実施		・整備効果の高い箇所から計画的に河川改修を実施 ・堆積土砂の撤去や除草など、適切な維持管理の実施	Y	概ね5年 (維持管理については引き続き実施)					
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備									
①防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布等		・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布、防災行政無線テレホンサービスの導入、デジタル化、難聴地区の解消等	D, E, M, N	引き続き実施	・防災行政無線テレホンサービスの導入、デジタル化、市内の自主防災組織の長へ防災ラジオを配付。	・防災行政無線は平成17年度からデジタル化に移行したが、老朽化に伴い現在、システム等の機器更新を検討している。 ・防災ラジオは平成27年10月から販売を開始し、防災行政無線の補完及び難聴対策の一環として普及を図っている。特に必要と考えられる要配慮施設等に対しては無償配布を行っている。	【防災行政無線の改良】 ・子局増設、デジタル化に伴い個別受信機を導入(アナログ防災ラジオを撤去) アナログ時より個数減少	・防災行政用無線のデジタル化及び個別受信機の希望世帯への無料貸与、防災行政用無線の音声応答サービスの実施(過去の放送を電話で聞くことができる)	・防災行政用無線のデジタル化、個別受信機の配付、電話応答システム及び協定事業者による再告知システムの導入等
②浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化		・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備、自家発電装置等の耐水化及び上層階への設置	W, X	引き続き実施	・浸水被害が発生しない場所に自家発電装置を設置。	・市庁舎の発電装置は地下にあるが、消防庁舎は屋上に設置している。また、高台にある大型防災備蓄倉庫での災害対策本部の設置を検討している。	・特になし ・災害対策本部設置施設(市庁舎)は浸水想定区域外につき、整備不要	・市庁舎地下駐車場については、水害時雨水の流入を遮断するための止水弁を設置している。	・町庁舎については、別棟1Fに設置しており、特段耐水化を行っていないが、消防庁舎については屋上に設置している。
③新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備		・水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備 ・大規模水害に備えた水防資機材の拡充	T, U	引き続き実施	・部隊活動用無線機の配備。	・現有の資機材は、市内3か所の大型防災備蓄倉庫に資材等を分散備蓄している(ライフジャケット及びMCA無線機については配備済み)。 ・土のうに替わる止水資機材の整備を検討している。	・新技術等を含めた水防資機材等の配備について検討していく。	・水害時に排水が必要とされる可能性が比較的高い避難所については水害用水中ポンプを配備している。また、市全体で45,300枚の土のう袋を備蓄し、特に水害の危険性が高い地域に「土のうステーション」(市内6箇所)を設置している	・各消防団員にライフジャケットを配備し、消防分団においてはデジタル簡易無線機の配備及び防災無線個別受信機の配置をしている。
④水位計(簡易水位計を含む)や量水標、河川監視カメラ等の設置、更新、増設		・避難行動や水防活動を支援するための簡易水位計や量水標、河川監視カメラ等の設置	A, C, F, Q, R	引き続き順次実施		・市内の通信システム導入に合わせ防災カメラ等の設置を検討する。			
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確な避難行動のための取組									
■情報伝達、避難計画等に関する取組									
①ホットラインの構築や水位計・ライブカメラのリアルタイムの情報提供		・洪水予報等の情報発信(洪水予報等)の実施 ・水位計の情報やライブカメラの映像をリアルタイムで提供 ・緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信	A, G, Q, R	引き続き順次実施		・市内の通信システム導入に合わせ防災カメラ等の設置を検討する。 ・要配慮者施設、大規模工場等に対する情報の一斉配信要領を検討している。			
②避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成		・チェックリストを活用しタイムラインを作成 ・タイムラインを検証し見直しを実施	I, J, Q, V	概ね5年	・タイムラインの作成について検討していく。	・相模川における台風上陸72時間前からのタイムラインを作成している。	・相模川については、計画規模雨量を基準としたタイムラインを作成済	・発令の基準は設置済み。タイムラインの作成を検討中。	・避難勧告発令等を目的としたタイムラインを作成、内容については必要に応じて見直しを検討
③タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練の実施		・ロールプレイング等の実践的な訓練を実施	I, J, O, Q, V	引き続き順次実施	・タイムラインに基づき、避難所の開設訓練などを実施する。	・災害対策本部オペレーションセンター図上訓練で実施を予定している。	・河川管理者や関係機関と協議のうえ、実施を検討をしていく。	・水害に備え、市総合防災訓練において市建設業協会等と災害対策本部土木対策部との合同訓練を実施し、市長も参加する。 平成28年度は災害対策本部訓練で水害の図上訓練を行った。	・河川管理者や関係機関と協議のうえ、実施を検討をしていく。
④想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	A, B, C	平成31年度					
⑤想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの策定		・想定最大規模降雨による洪水を対象とした洪水ハザードマップの策定	A, B, C, K, L	概ね5年	・平成28年度に作成し、ポスティングによる全戸配布済。	・平成29年3月31日の相模川の浸水想定区域の見直しを受け、平成29年12月に新たなハザードマップを作成し、全戸配布を行った。 ・その他の水位周知河川についても県の公表に伴い、ハザードマップを作成予定	・平成31年度にハザードマップを更新し全戸配布予定	・想定最大規模降雨による洪水を想定したハザードマップについては現在では策定していないが、県より想定最大規模降雨での浸水想定域が発表された後、作成を検討する	・策定に向けて、現在検討中
⑥近隣市町と連携した広域避難の作成及び垂直避難や地下街の検討		・想定最大規模洪水による浸水により、市内避難所数が不足する場合や避難が市内避難所より他市の方が適切と思われる場合等において、広域避難計画(案)を作成または検討 ・垂直避難や地下街の検討	K	概ね5年	・状況に応じて避難行動の一つとして垂直避難を周知しています。	・相模川については広域避難を検討。水位周知河川については、原則として垂直避難を周知する。	・浸水深、浸水時間、対象範囲から、原則、垂直避難を想定している。	・市民への講演等の際に並行避難と同時に垂直避難について説明及び周知を実施	・水害に限らず、災害時の広域避難については隣接市(藤沢市・茅ヶ崎市)と検討中
⑦要配慮者・外国人等への対応等を考慮した避難計画の検討		・想定最大規模降雨に伴う洪水による要配慮者や外国人への対応等を考慮した避難計画の作成	K, L, M	概ね5年	・ハザードマップを複数の外国語に翻訳してホームページ上に掲載予定。	・水防法等の改正に伴う、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の避難計画を作成予定。 ・ハザードマップについては、多言語化を検討する。	・要配慮者や外国人等を対象とした避難計画については今後検討していく。	・要配慮者への対応等を考慮した避難計画は作成済み ・外国語表記のハザードマップの作成について、浸水域の更新とあわせて、検討している。	・要配慮者や外国人等を対象とした避難計画の策定については今後検討していく。
⑧案内板等の整備や電柱等に想定浸水深などを標識として表示する「まごともちごとハザードマップ」の検討及び「災害・避難カード」の作成等		・既設案内板の利活用を検討 ・公共施設や電柱を中心に、看板の設置を検討 ・「災害・避難カード」の作成	A, H, L, M, P	引き続き順次実施	・他市の事例などをもとに、必要性について研究していく。	・市内の主要施設や看板等による想定浸水深等の表示を検討する。	・避難場所等への案内看板の設置を検討している	・氾濫や内水等が想定される河川・道路等にライブカメラを設置し、一分毎の画像をホームページで公開している。	・ハザードマップ作成後に、電柱等に浸水深などを標識として表示すること等について検討する。
⑨気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性の提供」を実施		・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化	A	引き続き実施					

具体的な取組の柱		主な内容	課題	目標時期	実施する機関				
事 項					町田市	横浜市	気象庁	神奈川県 (安全防災局)	神奈川県 (県土整備局)
具体的取組									
1)ハード対策の主な取組									
■洪水を河川内で安全に流す対策									
〇河川改修が必要な箇所の整備及び適切な維持管理(除草・浚渫を含む)の実施		・整備効果の高い箇所から計画的に河川改修を実施 ・堆積土砂の撤去や除草など、適切な維持管理の実施	Y	概ね5年 (維持管理については引き続き実施)					・相模川、引地川、境川、小出川、目久尻川、永池川、鳩川、串川、蓼川において、護岸工、築堤工、河道掘削などを実施する。 ・引き続き、必要な箇所において堆積土砂の除去及び除草を実施し、流下能力の確保を図る。 ・このほか、遊水地の整備等に必要な調査・設計を実施する。
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備									
①防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布等		・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布、防災行政無線テレホンサービスの導入、デジタル化、難聴地区の解消等	D, E, M, N	引き続き実施	・防災行政無線のデジタル化及び固定局再構築(2013～) ・防災行政無線フリーダイヤルの導入(2012)	・河川洪水対策用屋外スピーカーとして、モデル的に瀬谷区瀬谷6丁目及び周辺の境川沿いの浸水想定区域に、H31年度運用開始に向けて、防災用屋外スピーカーを設置予定。 ・引き続きスピーカーの整備等を実施、検討している。			
②浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化		・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備、自家発電装置等の耐水化及び上層階への設置	W, X	引き続き実施	・市庁舎における自家発電装置の上層階への設置 ・止水板の設置	【各区】 ・区庁舎への土嚢、排水ポンプの整備			
③新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備		・水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備 ・大規模水害に備えた水防資機材の拡充	T, U	引き続き実施	・各分団にライフジャケットを整備している。 ・消防団が通常使用している資機材に加え、追加の土のう袋やスコップなどを市防災倉庫に整備している。 ・デジタルIP無線機を配備している。	【道路局】 ・各区の土木事務所に神奈川県水防計画で定められている資機材を確保している。今後は、市民の避難所への誘導に関わる資機材や設備の拡充について検討する。			・必要に応じて、地域の特性や大規模水害に対応した水防資機材を配備する。
④水位計(簡易水位計を含む)や量水標、河川監視カメラ等の設置、更新、増設		・避難行動や水防活動を支援するための簡易水位計や量水標、河川監視カメラ等の設置	A, C, F, Q, R	引き続き順次実施		【道路局】 ・関係区内を流れる河川に水位計を設置するとともに、量水標も設置して、確実に水位が計れる仕組みを構築している。また、本市が管理する一部の水位計の周辺には監視カメラも併せて設置して、視覚的に河川の様子が把握できる仕組みを構築している。今後5か年の間に水位計や監視カメラの更新を進めるとともに増設も併せて検討し、その中で簡易に設置できる危機管理型水位計を、ネック箇所や工事箇所へ機動的に設置する。また、上流域の自治体と連携して水位情報の共有を検討する。			・水位計及び河川監視カメラの整備を引き続き進める。 ・簡易に設置できる危機管理型水位計については、重要水防区域や溢水の恐れのある箇所等、洪水時の水位監視が必要な箇所に設置する。 ・その他、危機管理型水位計について、ネック箇所や工事箇所へ機動的に設置することも検討する。
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組									
■情報伝達、避難計画等に関する取組									
①ホットラインの構築や水位計・ライブカメラのリアルタイムの情報提供		・洪水予報等の情報発信(洪水予報等)の実施 ・水位計の情報やライブカメラの映像をリアルタイムで提供 ・緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信	A, G, Q, R	引き続き順次実施		【道路局】 ・関係区内を流れる河川の各拠点に水位計を設置し、その情報と水位計の付近に設置した監視カメラ画像を「水防災情報のページ」で発信している。今後は、周辺自治体と連携して、上流域の水位情報の追加や、市民に分かりやすい画面構成等、システムの再構築を図る。			・雨量及び水位、河川監視カメラの画像は、県のホームページでリアルタイムで公表している。 ・今後も、必要な箇所について雨量計、水位計、監視カメラの整備を進める。 ・洪水予報河川において、ホットラインを構築している。 ・その他の中小河川においても、ホットラインを構築する。 ・相模川において、緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信の実施を検討する。
②避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成		・チェックリストを活用しタイムラインを作成 ・タイムラインを検証し見直しを実施	I, J, Q, V	概ね5年	・各部での事前行動計画表(タイムライン)を作成	区に於いて策定 ・区役所災害対応フローの作成(戸塚区、瀬谷区) ・区避難勧告判断・伝達マニュアルの作成、見直し(戸塚区) ・タイムラインの策定を今後、検討する。(泉区)	・小田原市、厚木市の作成に協力、今後も流域自治体の作成に適宜協力する。		・洪水予報河川において、タイムラインを作成している。 ・その他の河川、市町村については、防災体制の構築などの対応を整理した水害対応チェックリストを整備している。 ・その他の中小河川においても、タイムラインを作成する。
③タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練の実施		・ロールプレイング等の実践的な訓練を実施	I, J, O, Q, V	引き続き順次実施	・タイムラインを活用した風水害対応図上訓練を実施(市長・副市長参加)	・タイムライン策定を踏まえての各種訓練(図上、ロールプレイング等)の実施を検討。	・水防管理者が実施する訓練に必要なに応じて協力する。	・気象台と県では、出水時の対応等を相互に確認しあう検討会を実施している。 ・今後、市町村等に参加を促し、より実践的な検討会とする。	・県と気象台では、出水時の対応等を相互に確認しあう検討会を実施している。 ・今後、市町村等に参加を促し、より実践的な検討会とする。
④想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	A, B, C	平成31年度		【道路局】 ・現在、神奈川県が二級河川の浸水想定区域図の策定を進めているが、その中で本市は当該河川の準用河川部分について、ハザードマップに反映させるため浸水想定区域図の解析を進めている。			・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の見直しを河川ごとに順次進めており、相模川等については、すでに公表している。 ・その他の河川についても、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表を進める。
⑤想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの策定		・想定最大規模降雨による洪水を対象とした洪水ハザードマップの策定	A, B, C, K, L	概ね5年	・東京都の浸水想定区域の見直しに合わせてハザードマップを修正予定	【危機管理室】 ・市ホームページで閲覧可能な地図(わいらい防災マップ)の改訂(平成29年度) ・想定最大規模降雨による浸水範囲も含めた洪水ハザードマップの改訂		・作成に必要な情報の提供など、適切な支援を行っていく。	
⑥近隣市町と連携した広域避難の作成及び垂直避難や地下街の検討		・想定最大規模洪水による浸水により、市内避難所数が不足する場合や避難が市内避難所より他市の方が適切と思われる場合等において、広域避難計画(案)を作成または検討 ・垂直避難や地下街の検討	K	概ね5年	・避難施設への避難ができない場合の垂直避難について、ハザードマップにて周知	-		・作成に必要な情報の提供など、適切な支援を行っていく。	・作成に必要な情報の提供などの支援を行っていく。
⑦要配慮者・外国人等への対応等を考慮した避難計画の検討		・想定最大規模降雨に伴う洪水による要配慮者や外国人への対応等を考慮した避難計画の作成	K, L, M	概ね5年	・洪水ハザードマップの多言語化(英語・中国語・韓国語の併記)	【危機管理室】 ・要配慮者については避難計画の作成及び訓練の促進のための説明会を実施。 【泉区】 ・福祉主管課と調整を行い、実施を検討する。 【道路局】 ・外国人に対しても幅広く水防情報を提供できるように、英語版の「水防災情報のページ」を作成したが、今後は中国語版の作成など更なる多言語化を進める。		・県所管の要配慮者利用施設について、避難計画が適切に作成されるよう、県関係部局との連携を強化していく。 ・市町村に対しても、制度の説明や関係機関同士の連携などの支援を行っていく。 ・外国人に対する雨量・水位情報の提供の方法について検討する。	
⑧案内板等の整備や電柱等に想定浸水深などを標識として表示する「まごまごハザードマップ」の検討及び「災害・避難カード」の作成等		・既設案内板の利活用を検討 ・公共施設や電柱を中心に、看板の設置を検討 ・「災害・避難カード」の作成	A, H, L, M, P	引き続き順次実施	・必要性について検討していく。	【各区】 ・公共施設や電柱を中心に、水害の浸水実績看板(表示)を検討する。		・作成に必要な情報の提供など、適切な支援を行っていく。	
⑨気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性の提供」を実施		・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化	A	引き続き実施			・「危険度の色分け表示」及び「警報級の可能性の提供」について、29年5月17日から気象庁ホームページで公開。 ・「大雨警報(浸水害)の危険度分布」及び「洪水警報の危険度分布」について、29年7月4日から気象庁ホームページで公開。		

具体的な取組の柱		主な内容	課題	目標時期	実施する機関				
事 項	相模原市（危機管理）				相模原市（都市基盤河川）	藤沢市	鎌倉市	茅ヶ崎市	
具体的取組									
2)ソフト対策の主な取組（1）逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組									
■防災教育や防災知識の普及									
①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	A, H, L, P	引き続き実施	・水災害を含め、浸水想定区域や浸水履歴等、危機管理局が窓口として対応		・様々な災害に関する総合的な問い合わせ窓口として、防災政策課において対応している。	・総合防災課にて随時対応。	・市民安全部防災対策課にて随時対応しています。	
②水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	・水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	A, H, L, P	引き続き順次実施	・市民向けの出前講座（まちかど講座）等の機会を活用した水防災に関する意識の啓発。		・水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、必要に応じて実施に向けて検討していく。	・他構成員の動向を踏まえ検討する。	【これまでの取組内容】 ・浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域内の住民に説明会を実施した。 【概ね5年で実施する取組】 ・想定最大規模降雨による洪水浸水対策として、浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域内の住民を対象に、洪水浸水の災害リスク、浸水想定区域外への避難等について、住民向け講座や地域の防災訓練等において周知を図る。	
③教員を対象とした講習会の実施	・授業を実施する前に担当教員にも水災害の知識を身につけていただくための講習会を実施	A, H, L, P	引き続き順次実施	・安全教育を担当する教員に対し防災教育を実施。		・今後、必要に応じて学校関係所管部署と調整していく。	・水害に限定されていないが、湘南三浦教育事務所主催の「防災教育研修講座」を受講。	・ハザードマップ作成後に実施を検討する。	
④小学生を対象とした水防災教育の実施	・小学校の総合学習授業の中で、水防災教育の取組の実施	A, H, L, P	引き続き順次実施	・学習指導要領に基づく、防災教育を引き続き実施。		・今後、必要に応じて学校関係所管部署と調整していく。	・洪水や津波などに対する防災意識を高める取組の情報を、学校に向けて発信していく。	・ハザードマップ作成後に実施を検討する。	
⑤出前講座等の講習会の実施	・出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施	A, H, L, P	引き続き順次実施	・市民向けの出前講座（まちかど講座）を実施。		・土砂災害と併せた風水害に関する地域毎の説明会を実施していく。	・毎年約12回/年自治町内会に行なっている。	【これまでの取組内容】 ・市民まなび講座、広報紙、消防防災フェスティバルにおいて水害リスク、情報収集、適切な避難について周知啓発を行った。 【概ね5年で実施する取組】 ・引き続き実施する。	
2)ソフト対策の主な取組（2）洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組									
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組									
①消防団への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・情報伝達訓練等の実施	O, Q	引き続き実施	・無線、メール及び電話を活用し、配備体制等の連絡体制の構築。 ・各方面隊無線取扱訓練を実施。		・日頃の訓練等において連絡体制の確認等を行っている。	・日頃の訓練等において連絡体制の確認等を行っている。	・毎月1回、無線試験及び機器点検を実施し、情報伝達手段の保守管理に努めた。	
②消防団同士の連絡体制の確保	・近隣の消防団の連絡体制の確保	Q, R, S	引き続き順次実施	・消防団部長以上の職にあるものに対し、携帯型デジタル消防無線機を配備し確保。		・車載型の無線機により連絡体制を確保している。	・車載型の無線機により連絡体制を確保している。	・訓練時に地区ごとのチャンネルに合わせ、連絡体系を確認した。	
③消防団や地域住民が参加する重要水防区域等の共同点検	・消防団や地域住民が参加する重要水防区域等の共同点検	A, H, L, P	引き続き順次実施	・神奈川県主催で実施している相模川共同点検に参加。	・河川施設の点検及び台風等出水時のパトロールを行っている。	・藤沢土木事務所主催による共同点検に水防団と共に参加している。	・県主催による重要水防区域等の共同点検を行なう場合には参加する。	・茅ヶ崎市として神奈川県藤沢土木事務所主催の合同巡視に参加し、重要水防区域について現況を確認した。今後、研修会等を通じ、合同巡視の内容について消防団に情報共有を図っていく。	
④関係機関が連携した水防訓練の実施	・合同水防訓練や水防管理団体が行う訓練への参加	I, O	引き続き順次実施	・県主催の合同水防訓練に参加。 ・平成30年度5月に神奈川県、関係市町村等と合同により水防演習を実施予定。	同左	・市内全域の風水害対策として、毎年出水期前に、防災関係機関と連携した水防訓練を実施している。	・合同水防訓練や水防に関する講習会等へ必要に応じて参加。	【これまでの取組内容】 ・出水期に消防団を対象とした研修を実施した。 【概ね5年で実施する取組】 ・資機材取扱訓練時に土のう取扱訓練を実施する。	
⑤水防活動の担い手となる消防団の募集・指定等の促進	・広報紙やホームページ等で広く募集	S	引き続き順次実施	・消防団員については、広報紙やホームページ等で募集。		・必要に応じて広報紙やホームページ等で募集している。	・消防団員の募集については広報紙やホームページ等で募集している。	・団の入団促進PR事業に採択され、積極的な活動を展開した。	
自由回答欄				-	-	-	-	-	

具体的な取組の柱		主な内容	課題	目標時期	実施する機関				
事 項	大和市				海老名市	座間市	綾瀬市	寒川町	
具体的取組									
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組									
■防災教育や防災知識の普及									
①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	A, H, L, P	引き続き実施	・水災害の事前準備に関する問い合わせは、危機管理課が担当している。	・危機管理課が窓口となって対応する。	・防災担当部局にて対応	・危機管理課窓口において対応	・町民安全課で窓口を設置している。	
②水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	・水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	A, H, L, P	引き続き順次実施	・県が平成30年度に作成する引地川の浸水想定区域のデータを使用し、市内の同区域が分かるマップ(境川の浸水想定含む)を作成する。同マップを使用し、該当区域の避難生活施設運営委員会等に説明を実施する。	・相模川の浸水想定区域の見直しで示された家屋倒壊等氾濫想定区域については、該当地区における説明会の実施を検討中(特に自主防災訓練の場を活用)	・水防災意識の向上を図るため、関係機関と連携し、説明会・講習会の実施について検討する。	・毎年、全国土砂災害防災訓練に参加し、土砂災害警戒区域に指定されている地域の住民や児童養護施設への講演を行い重要水防箇所を再確認するとともに住民や施設職員の水防意識啓発に努めている	・水防災意識の向上を図るため、関係機関と連携し、説明会・講習会の実施について検討する。	
③教員を対象とした講習会の実施	・授業を実施する前に担当教員にも水災害の知識を身につけていただくための講習会を実施	A, H, L, P	引き続き順次実施	・浸水想定区域内の教職員においては、水害に関する研修会等を開催し、知識を身につける。必要な地域の情報については、市で提供する。	・関係機関と連携し、説明会・講習会の実施について検討する。	・関係機関と連携し、説明会・講習会の実施について検討する。	・学校教育を担当する職員に対しては、講義や訓練をとおして防災啓発を実施しており、関係機関と連携し、教員への説明会・講習会の実施について検討する。	・関係機関と連携し、説明会・講習会の実施について検討する。	
④小学生を対象とした水防災教育の実施	・小学校の総合学習授業の中で、水防災教育の取組の実施	A, H, L, P	引き続き順次実施	・要望に応じて開催する講習会の中で水防災も含めた。	・平成29年度から高学年に対して、防災学習を開始している。	・総合的な学習時間等の中で防災教育を引き続き実施。	・近隣の大学等と連携し、子供向け防災教室を行っている。	・平成29年度に小学生を対象に水防も含めた防災研修を実施した。	
⑤出前講座等の講習会の実施	・出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施	A, H, L, P	引き続き順次実施	・要望があれば講習会を開催している。	・要望があった自治会等に対する防災講話のなかで、水害等の防災意識啓発を行っている。	・出前講座等により、防災知識の普及・啓発を実施。	・市内工業組合や保育園、自治会等からの講演依頼を受け、防災知識等の普及啓発を実施	・自治会や各種団体等の要望があれば講座等を実施し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施	
2)ソフト対策の主な取組 (2)洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組									
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組									
①消防団への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・情報伝達訓練等の実施	O, Q	引き続き実施	・招集または出動の要請は、指令センターより災害指令メールにより出動要請をしている。 活動部隊からの状況報告及び連絡体制強化のため、今年度に8台の携帯電話を配備する。 また、2か月に一回、訓練メールを配信し、連絡体制の強化を図っている。	・本団及び市内全分団にMCA無線機を配備。各分団長へのメール連絡体制を確立しており、待機指示などの伝達を行っている。 ・消防団の災害対策本部オペレーションセンター図上訓練への参加を検討する。	・消防部局により伝達手段等を定めている。	・防災行政無線、登録制メールによって水防団との連絡手段を確保	・無線やメール配信により情報伝達手段を確保している。情報伝達訓練等の実施。	
②消防団同士の連絡体制の確保	・近隣の消防団の連絡体制の確保	Q, R, S	引き続き順次実施	・近隣市町村の実施している、訓練、研修等に参加し、顔の見える関係の構築を目指している。また、合同訓練等を実施し連携を深めていく。	・本団及び全分団にMCA無線機を配備している。	・デジタル無線機、受令機の貸与	・消防団同士の連絡体制の確保について、検討をしていく。	・消防本部を介して、デジタル無線機等により消防分団同士の連絡体制を確保している。	
③消防団や地域住民が参加する重要水防区域等の共同点検	・消防団や地域住民が参加する重要水防区域等の共同点検	A, H, L, P	引き続き順次実施	・地域で行われている防災訓練等で、河川増水時の危険箇所及び対応等を教えている。 ・県主催による重要水防区域等の共同点検に参加する。	・台風などの接近が予想される場合は、消防機関等による事前点検を実施している。 ・県主催による重要水防区域等の共同点検に参加する。	・県主催による重要水防区域等の共同点検に参加する。	・県主催による重要水防区域等の共同点検に参加する。	・国県で実施している、重要水防区域等の共同点検に地域住民や水防団が参加している	
④関係機関が連携した水防訓練の実施	・合同水防訓練や水防管理団体が行う訓練への参加	I, O	引き続き順次実施	・河川流域自治体との合同訓練を開催し、活動方針の確認及び連携を深めている。	・2年に1度、消防本部、消防署及び消防団を対象に座学及び実技の水防訓練を実施している。	・水防演習参加	・合同水防訓練への参加。	・総合防災訓練時において、関係機関による水防訓練を実施	
⑤水防活動の担い手となる消防団の募集・指定等の促進	・広報紙やホームページ等で広く募集	S	引き続き順次実施	・ポスターの配布、地域訓練での呼びかけ及び各イベントに参加し消防団の活動等を市民の方に知ってもらう活動を行っている。	・ポスター、ホームページ等を使用した広報活動を実施している。福利厚生充実も図っている。 ・学生の入団促進として、海老名市学生消防団活動認証制度を導入している。	・広報紙やホームページ等で広く募集している。	・ホームページ等において募集(消防団として募集)	・広報紙やホームページ等で募集。また、地域における訓練時等においても、募集チラシ等を配付している	
自由回答欄				-	-	-	-	-	

具体的な取組の柱		主な内容	課題	目標時期	実施する機関				
事 項	町田市				横浜市	気象庁	神奈川県 (安全防災局)	神奈川県 (県土整備局)	
具体的取組									
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組									
■防災教育や防災知識の普及									
①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	A, H, L, P	引き続き実施	・ハザードマップ作成担当課として課名(防災課)及び連絡先を記載 (「事前準備の問い合わせ窓口」としての記載はせず)	・各区役所総務課防災担当及び危機管理室等にて対応。	・自治体と双方向のホットライン窓口を設定し、気象の見通し等に係る解説に対するほか、平常時からも問い合わせに応じる。	-	・県河川課及び各土木、治水事務所・センターで対応する。	
②水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	・水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	A, H, L, P	引き続き順次実施	・市民向けの防災講話等の機会を活用し、水防災に関する意識の向上を図っていく。	【危機管理室】 ・防災担当職員に対する研修を実施している。(4月) 【道路局】 ・イベント等を通じて、水防災情報システムの周知を進めていく。	・自治体等の要請により、水防災意識の向上を図るための説明会・講習会・出前講座を積極的に行っていく。	・自主防災組織リーダー等研修の中で映像や演習を通じて実施 ・体験施設の一般来館者に対して風水害の疑似体験を通じて実施	・市町村等の関係機関からの要請に応じて、地域住民に対して河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供する機会を設けている。 ・引き続き、要請に応じて河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供していく。	
③教員を対象とした講習会の実施	・授業を実施する前に担当教員にも水災害の知識を身につけていただくための講習会を実施	A, H, L, P	引き続き順次実施	・関係機関と連携し、説明会・講習会の実施について検討する。	・予定なし	・県及び流域自治体の取り組みに協力する。	・教職員を対象とした防災教育研修を実施	・関係機関からの要請に応じて、防災情報や減災対策に係る取組などの情報を提供する。	
④小学生を対象とした水防災教育の実施	・小学校の総合学習授業の中で、水防災教育の取組の実施	A, H, L, P	引き続き順次実施	・学校からの依頼を受け、職員による防災講話を実施。	【危機管理室】 ・水難事故防止啓発チラシを作成し、市内の全ての小学校1年生に配布。 【道路局】 ・ホームルーム等の時間を活用して川遊びの危険性の周知を小学校に依頼している。	・県及び流域自治体の取り組みに協力する。	・小学4年生を対象に「かながわキッズぼうさいカード」を作成し、風水害時の行動について啓発	・関係機関からの要請に応じて、水防災教育を実施する。	
⑤出前講座等の講習会の実施	・出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施	A, H, L, P	引き続き順次実施	・地域及び事業所等からの依頼を受け、職員による防災講話を実施。	【各区】 ・区民を対象とした防災まち歩きの実施(泉区、瀬谷区)。 ・地域の要望に応じて出前講座を実施。	・県及び流域自治体の取り組みに協力する。	・関係機関からの要請に応じて、防災知識の普及啓発活動を支援している。	・市町村等の関係機関からの要請に応じて、地域住民に対して河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供する機会を設けている。 ・引き続き、要請に応じて河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供していく。	
2)ソフト対策の主な取組 (2)洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組									
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組									
①消防団への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・情報伝達訓練等の実施	O, Q	引き続き実施	・メールによる連絡網システムを活用した情報伝達手段の確保	【危機管理室】 ・消防署と連携した地区本部運営訓練を実施し、デジタル簡易無線機、署系無線機等を活用した情報受伝達訓練や連絡網による連絡体制の確認を実施している。(消防局) 【各区】 ・消防団が、水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。				
②消防団同士の連絡体制の確保	・近隣の消防団の連絡体制の確保	Q, R, S	引き続き順次実施	・デジタルIP無線を配備している。	【危機管理室】 ・連絡網、メーリングリストを作成し、災害情報や災害対策配備体制の情報を共有している。(消防局) 【各区】 ・消防署で対応している。				
③消防団や地域住民が参加する重要水防区域等の共同点検	・消防団や地域住民が参加する重要水防区域等の共同点検	A, H, L, P	引き続き順次実施	・市職員や消防団による重要水防区域等の共同点検への参加	【危機管理室】 ・検討(共同点検への参加)。 【各区】 ・検討。	・県が実施する共同点検に参加する。	-	・堤防が決壊すると被害が甚大となる相模川の、洪水に対しリスクが高い区間(重要水防区域等)において、市町村、消防団、住民と堤防の共同点検を実施している。 ・今後、対象河川を拡大し、継続的に実施する。	
④関係機関が連携した水防訓練の実施	・合同水防訓練や水防管理団体が行う訓練への参加	I, O	引き続き順次実施	・町田市・消防署・消防団・警察・各関係機関等による総合水防訓練を実施	【各区】 ・水防で実施している。 ・地下施設保有機関との連携した浸水対策訓練の実施(戸塚区)。	・関係機関が実施する訓練に必要なに応じて協力する。	-	・引き続き、相模川を会場として、周辺市町村と連携し、水防工法などの実践的な訓練を伴う「水防演習」を実施する。 ・市町村等を対象とした水防講習会を開催している。	
⑤水防活動の担い手となる消防団の募集・指定等の促進	・広報紙やホームページ等で広く募集	S	引き続き順次実施	・消防団員については、広報紙やホームページ等で募集している。	・消防団員の募集(消防署、消防団)。		-		
自由回答欄									
				-	-	-	-	-	

具体的な取組の柱		主 内容	課 題	目 標 時 期	実施する機関						
事 項					厚木市	愛川町	清川村	気象庁	神奈川県 (安全防災局)	神奈川県 (県土整備局)	
具体的取組											
1)ハード対策の主な取組											
■洪水を河川内で安全に流す対策											
○河川改修が必要な箇所の整備及び適切な維持管理(除草・浚渫を含む)の実施		・整備効果の高い箇所から計画的に河川改修を実施 ・堆積土砂の撤去や除草など、適切な維持管理の実施	N	概ね5年 (維持管理については引き続き実施)						・相模川、玉川において、護岸工、河道掘削などを実施する。 ・引き続き、必要な箇所において堆積土砂の除去及び除草を実施し、流下能力の確保を図る。 ・このほか、護岸の整備等に必要な調査・設計を実施する。	
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備											
①防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布等		・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布、防災行政無線テレホンサービスの導入、デジタル化、難聴地区の解消等	H	引き続き実施	・防災ラジオの有償配布を実施。 (H28年度実績：1127 台)	・町防災行政無線のデジタル化(実施中) ・防災行政無線情報メールの配信(実施済み) ・音声自動応答サービス(フリーダイヤル)(防災行政無線情報の確認)実施済み	・平成23年度デジタル化運用開始 ・平成23年度難聴対策、戸別受信機無償貸与 ・平成26年度テレホンサービス導入 ・防災ラジオは検討中				
②浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化		・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備、自家発電装置等の耐水化及び上層階への設置	M	引き続き実施	・厚木市役所周辺は、150年に一度といわれる計画規模の雨量(48時間の総雨量460mm)では浸水の可能性はないが、1000年に一度といわれる想定最大規模(48時間の総雨量567mm)では床上浸水が想定されており、計画規模を超える雨量を記録する事態は極めて低いが、万が一を想定する中で平成28年度に業務継続検証訓練を実施。	・町役場庁舎が浸水想定区域外であることから、施設の整備及び自家発電装置等の耐水化は考えていない。	・役場庁舎が浸水想定区域外であることから、施設の整備及び自家発電装置等の耐水化は考えていない。				
③新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備		・水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備 ・大規模水害に備えた水防資機材の拡	L	引き続き実施	・平成28年度及び平成29年度の2箇年で、全団員579人分のライフジャケットを整備する。	・消防団員にライフジャケットを配備済み。(45着)	・平成23、24年度消防団員に救命衣80着を配備(H29.4.1現在、団員数80名)			・必要に応じて、地域の特性や大規模水害に対応した水防資機材を配備する。	
④水位計(簡易水位計を含む)や量水標、河川監視カメラ等の設置、更新、増設		・避難行動や水防活動を支援するための簡易水位計や量水標、河川監視カメラ等の設置	A、C、J	引き続き実施						・水位計及び河川監視カメラの整備を引き続き進める。 ・簡易に設置できる危機管理型水位計については、重要水防区域や溢水の恐れのある箇所等、洪水時の水位監視が必要な箇所に設置する。 ・その他、危機管理型水位計について、ネック箇所や工事箇所へ機動的に設置することも検討する。	
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確な避難行動のための取組											
■情報伝達、避難計画等に関する取組											
①水位計やライブカメラのリアルタイムの情報提供		・洪水予報等の情報発信(洪水予報等)の実施 ・水位計の情報やライブカメラの映像をリアルタイムで提供 ・緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信	A、C、D、J	引き続き実施						・雨量及び水位、河川監視カメラの画像は、県のホームページでリアルタイムで公表している。 ・今後も、必要な箇所について雨量計、水位計、監視カメラの整備を進める。 ・洪水予報河川において、ホットラインを構築している。 ・その他の中小河川においても、ホットラインを構築する。 ・相模川において、緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信の実施を検討する。	
②避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成		・チェックリストを活用しタイムラインを作成 ・タイムラインを検証し見直しを実施	E、F	概ね5年	・台風の接近・上陸に伴う洪水を対象として避難勧告の発令等に着目したタイムラインを作成した(相模川)	・相模川におけるタイムラインを作成済み	・小鮎川におけるタイムラインの作成中である。	・小田原市、厚木市の作成に協力、今後も流域自治体の作成に適宜協力する。		・洪水予報河川において、タイムラインを作成している。 ・その他の河川、市町村については、防災体制の構築などの対応を整理した水害対応チェックリストを整備している。 ・その他の中小河川においても、タイムラインを作成する。	
③タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練の実施		・ロールプレイング等の実践的な訓練を実施	E	引き続き順次実施	・河川管理者や関係機関と協議のうえ、実施を検討をしていく。	・河川管理者や関係機関と協議のうえ、実施を検討をしていく。	・タイムライン作成後、河川管理者や関係機関と協議のうえ、実施を検討をしていく。	・水防管理者が実施する訓練に必要なに応じて協力する。	・気象台と県では、出水時の対応等を相互に確認しあう検討会を実施している。 ・今後、市町村等に参加を促し、より実践的な検討会とする。	・県と気象台では、出水時の対応等を相互に確認しあう検討会を実施している。 ・今後、市町村等に参加を促し、より実践的な検討会とする。	
④想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	A、B	平成31年度						・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の見直しを河川ごとに順次進めており、相模川等については、すでに公表している。 ・その他の河川についても、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表を進める。	
⑤想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの策定		・想定最大規模降雨による洪水を対象とした洪水ハザードマップの策定	A、B、G	概ね5年	・年超過確率1/150の降雨に伴う洪水により相模川が氾濫した場合の浸水状況をシュミレーションした洪水ハザードマップの策定(相模川) ・年超過確率1/100の降雨に伴う洪水により相模川が氾濫した場合の浸水状況をシュミレーションした洪水ハザードマップの策定(中津川)	・洪水ハザードマップの作成、対象行政区の世帯へ配布(平成29年11月)	・洪水ハザードマップ作成に向け、準備中。	・作成に必要な情報の提供など、適切な支援を行っていく。			
⑥近隣市町村と連携した広域避難の作成及び垂直避難や地下街の検討		・想定最大規模洪水による浸水により、市内避難所数が不足する場合や避難が市内避難所より他市の方が適切と思われる場合等において、広域避難計画(案)を作成または検討 ・垂直避難や地下街の検討	G	概ね5年	・広域避難所必要性について精査し、必要に応じて近隣市町等と検討をしていく。	・広域避難所必要性について精査し、必要に応じて近隣市町等と検討をしていく。	・広域避難所必要性について精査し、必要に応じて近隣市町等と検討をしていく。		・作成に必要な情報の提供など、適切な支援を行っていく。 ・他の都道府県の市町村への受入れについて、市町村から協議の要求があった場合は、他の都道府県と協議を行います。また、被災市町村からの要求を待つとまがない場合は、市町村の要求を待たずに広域避難のための要求を当該市町村に代わって行う。	・作成に必要な情報の提供などの支援を行っていく。	
⑦要配慮者・外国人等への対応等を考慮した避難計画の検討		・想定最大規模降雨に伴う洪水による要配慮者や外国人等への対応等を考慮した避難計画の作成	G	概ね5年	・要配慮者や外国人等を対象とした避難計画の策定については今後検討していく。	・洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報提供体制を整備している。 ・要配慮者や外国人等を対象とした避難計画の策定については今後検討していく。	・要配慮者や外国人等を対象とした避難計画の策定については今後検討していく。		・県所管の要配慮者利用施設について、避難確保計画が適切に作成されるよう、県関係部局との連携を強化していく。 ・市町村に対しても、制度の説明や関係機関同士の連携などの支援を行っていく。 ・外国人に対する雨量・水位情報の提供の方法について検討する。		
⑧案内板等の整備や電柱等に想定浸水深などを標識として表示する「まるとまらごとハザードマップ」の検討及び「災害・避難カード」の作成等		・既設案内板の利活用を検討 ・公共施設や電柱を中心に、看板の設置を検討 ・「災害・避難カード」の作成	A、G、I	順次実施	・電柱等に浸水深などを標識として表示すること等について検討する。	・電柱等に浸水深などを標識として表示すること等について検討する。	・電柱等に浸水深などを標識として表示すること等について検討する。	・作成に必要な情報の提供など、適切な支援を行っていく。			
⑨気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性の提供」を実施		・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化	A	引き続き実施				・「危険度の色分け表示」及び「警報級の可能性の提供」について、29年5月17日から気象庁ホームページで公開。 ・「大雨警報(浸水害)の危険度分布」及び「洪水警報の危険度分布」について、29年7月4日から気象庁ホームページで公開。			

具体的な取組の柱		主な内容	課題	目標時期	実施する機関						
					厚木市	愛川町	清川村	気象庁	神奈川県 (安全防災局)	神奈川県 (県土整備局)	
											事 項
具体的取組											
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組											
■防災教育や防災知識の普及											
①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	A	引き続き実施	・危機管理課窓口にてハザードマップの見方などの説明を行っている。	・危機管理室受付で説明を行っている。	・特に水災害に特化した窓口等はないが、総務課で対応。	・自治体と双方向のホットライン窓口を設定し、気象の見通し等に係る解説に対するほか、平常時から問い合わせに応じる。	-	・各土木、治水事務所・センターで対応する。		
②水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	・水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	A, G, I	引き続き順次実施	・水防災意識の向上を図るため、関係機関と連携し、説明会・講習会の実施について検討する。	・水防災意識の向上を図るため、関係機関と連携し、説明会・講習会の実施について検討する。	・水防災意識の向上を図るため、関係機関と連携し、説明会・講習会の実施について検討する。	・自治体等の要請により、水防災意識の向上を図るための説明会・講習会・出前講座を積極的に行っていく。	・自主防災組織リーダー等研修の中で映像や演習を通じて実施 ・体験施設の一般来館者に対して風水害の疑似体験を通じて実施	・市町村等の関係機関からの要請に応じて、地域住民に対して河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供する機会を設けている。 ・引き続き、要請に応じて河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供していく。		
③教員を対象とした講習会の実施	・授業を実施する前に担当教員にも水災害の知識を身につけていただくための講習会を実施	A, G, I	引き続き順次実施	・関係機関と連携し、説明会・講習会の実施について検討する。	・関係機関と連携し、説明会・講習会の実施について検討する。	・関係機関と連携し、説明会・講習会の実施について検討する。	・県及び流域自治体の取り組みに協力する。	・教職員を対象とした防災教育研修を実施	・関係機関からの要請に応じて、防災情報や減災対策に係る取組などの情報を提供する。		
④小学生を対象とした水防災教育の実施	・小学校の総合学習授業の中で、水防災教育の取組の実施	A, G, I	引き続き順次実施	・子供会等で小学生向けの講話を実施。	・関係機関と連携し、説明会・講習会の実施について検討する。	・関係機関と連携し、説明会・講習会の実施について検討する。	・県及び流域自治体の取り組みに協力する。	・小学4年生を対象に「かながわキッズぼうさいカード」を作成し、風水害時の行動について啓発	・関係機関からの要請に応じて、水防災教育を実施する。		
⑤出前講座等の講習会の実施	・出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施	A, G, I	引き続き順次実施	・出前講座等の要望により、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施	・出前講座等の要望により、防災知識の普及啓発等を実施。	・出前講座等の要望により、防災知識の普及啓発等を実施。	・県及び流域自治体の取り組みに協力する。	・関係機関からの要請に応じて、防災知識の普及啓発活動を支援している。	・市町村等の関係機関からの要請に応じて、地域住民に対して河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供する機会を設けている。 ・引き続き、要請に応じて河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供していく。		
2)ソフト対策の主な取組 (2)洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組											
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組											
①消防団への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・情報伝達訓練等の実施	J	引き続き実施	・無線やメールなどを活用した情報伝達を実施。	・メールによる情報伝達(年に1回試験を実施)	・消防団幹部への無線の配備、メールによる情報伝達手段の確保。 ・水防に関する情報伝達訓練は実施を検討。					
②消防団同士の連絡体制の確保	・近隣の消防団の連絡体制の確保	K	引き続き順次実施	・消防団同士の連絡体制の確保について、検討をしていく。	・無線(トランシーバー)を配備し、相互に連絡のできる体制を確保	・消防団同士の連絡体制の確保について、検討をしていく。					
③消防団や地域住民が参加する重要水防区域等の共同点検	・消防団や地域住民が参加する重要水防区域等の共同点検	A, I	引き続き順次実施	・県主催による重要水防区域等の共同点検に参加する。	・県主催による重要水防区域等の共同点検に参加する。	・県主催による重要水防区域等の共同点検に参加する。	・県が実施する共同点検に参加する。	-	・堤防が決壊すると被害が甚大となる相模川の、洪水に対しリスクが高い区間(重要水防区域等)において、市町村、消防団、住民と堤防の共同点検を実施している。 ・今後、対象河川を拡大し、継続的に実施する。		
④関係機関が連携した水防訓練の実施	・合同水防訓練や水防管理団体が行う訓練への参加	L	引き続き順次実施	・合同水防訓練への参加。	・合同水防訓練への参加。 ・町水防訓練の実施。	・県が実施する水防訓練への参加	・関係機関が実施する訓練に必要なに応じて協力する。	-	・引き続き、相模川を会場として、周辺市町村と連携し、水防工法などの実践的な訓練を伴う「水防演習」を実施する。 ・市町村等を対象とした水防講習会を開催している。		
⑤水防活動の担い手となる消防団の募集・指定等の促進	・広報紙やホームページ等で広く募集	K	引き続き順次実施	・ホームページ等における募集を検討する。	・消防団の募集については、町広報紙やホームページ等で広く呼びかけている。	・ホームページ等における募集を検討する。		-			
自由回答欄											
				-	-	-	-	-	-		

具体的な取組の柱		主 な 内 容	課 題	目 標 時 期	実施する機関								
事 項	平塚市				秦野市	伊勢原市	大磯町	二宮町	気象庁	神奈川県 (安全防災局)	神奈川県 (県土整備局)		
具体的取組													
1)ハード対策の主な取組													
■洪水を河川内で安全に流す対策													
	○河川改修が必要な箇所の整備及び適切な維持管理(除草・浚渫を含む)の実施	・整備効果の高い箇所から計画的に河川改修を実施 ・堆積土砂の撤去や除草など、適切な維持管理の実施	R, N	概ね5年 (維持管理については引き続き実施)									・金目川、鈴川、葛川、不動川、洪田川、歌川において、護岸工、築堤工などを実施する。 ・引き続き、必要な箇所において堆積土砂の除去及び除草を実施し、流下能力の確保を図る。 ・このほか、鉄道橋の架替等に必要な調査・設計を実施する。
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備													
①防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布等	・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布、防災行政無線テレフォンサービスの導入、デジタル化、難聴地区の解消、緊急速報メールの活用等	・防災行政無線のデジタル化を実施している。 ・防災ラジオの有償配布を検討している。 ・防災行政無線テレフォンサービス導入済み。 ・防災行政無線テレフォンサービスの導入している。	H, I	概ね5年	・防災行政用無線のデジタル化を実施している。 ・音声合成システムの導入を実施している。 ・防災行政無線のデジタル化を実施している。 ・防災行政無線テレフォンサービスの導入している。	・防災行政用無線のデジタル化を実施している。 ・音声合成システムの導入を実施している。 ・防災行政無線のデジタル化を実施している。 ・防災行政無線テレフォンサービスの導入している。	・防災行政無線の補完として防災ラジオの導入を検討する。	・今年度に防災行政無線の操作卓更新を行う予定である。 ・更新に合わせて難聴地域対策として、音声合成システム、自動応答機能などの機能強化を図る予定である。					
②浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備、自家発電装置等の耐水化及び上層階への設置	・市役所庁舎が浸水想定区域外であることから、施設の整備及び自家発電装置等の耐水化は考えていない。	Q	引き続き実施	・市役所庁舎が浸水想定区域外であることから、施設の整備及び自家発電装置等の耐水化は考えていない。	・市役所庁舎が浸水想定区域外であることから、施設の整備及び自家発電装置等の耐水化は考えていない。	・町役場庁舎が浸水想定区域外であることから、施設の整備及び自家発電装置等の耐水化は考えていない。	・災害対策本部となる役場庁舎については、高台にあり浸水想定区域に該当しないため、不要と考える。					
③新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備	・水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備 ・大規模水害に備えた水防資機材の拡充	・河川巡視に必要となるヘルメット、安全ベスト、雨合羽、長靴、懐中電灯等を配備し、各水防団員に配布している。 ・土のうステーションの拡充 ・ライフジャケットを配備している。	P	引き続き実施	・大規模水害に備えた水防訓練の実施 ・土のう、水のう等の整備拡充	・全消防団員にライフジャケットを配備している。 ・全分団にデジタル簡易無線機を配備している。 ・新技術の活用については検討していく。	・新技術の活用については検討していく。						・必要に応じて、地域の特性や大規模水害に対応した水防資機材を配備する。
④水位計(簡易水位計を含む)や量水標、河川監視カメラ等の設置、更新、増設	・避難行動や水防活動を支援するための簡易水位計や量水標、河川監視カメラ等の設置		A, D, M, O	引き続き実施									・水位計及び河川監視カメラの整備を引き続き進める。 ・簡易に設置できる危機管理型水位計については、重要水防区域や溢水の恐れのある箇所等、洪水時の水位監視が必要な箇所に設置する。 ・その他、危機管理型水位計について、ネック箇所や工事箇所へ機動的に設置することも検討する。
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組													
■情報伝達、避難計画等に関する取組													
①ホットラインの構築や水位計・ライブカメラの住民に分かりやすく、リアルタイムな情報提供	・洪水予報等の情報発信(洪水予報等)の実施 ・水位計の情報やライブカメラの映像をリアルタイムで提供 ・河川の状況を直接伝達するホットラインの構築 ・緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信	A, B, C, D, H, M		引き続き実施									・雨量及び水位、河川監視カメラの画像は、県のホームページでリアルタイムで公表している。 ・今後も、必要な箇所について雨量計、水位計、監視カメラの整備を進める。 ・洪水予報河川において、ホットラインを構築している。 ・その他の中小河川においても、ホットラインを構築する。 ・相模川において、緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信の実施を検討する。
②避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	・チェックリストを活用しタイムラインを作成 ・タイムラインを検証し見直しを実施	E	概ね5年		・相模川中流域・金目川水系のタイムラインのたたき台を作成し、平塚土木、県河川課等に確認依頼中。	・洪水浸水想定区域公表後、タイムラインを作成する。	・新たな浸水想定区域の見直しに合わせてタイムラインの作成を検討する。	・洪水浸水想定区域公表後、タイムラインを作成する。	・チェックリストを活用しタイムラインは作成済なので事例をもとに更新を行っていく。	・小田原市、厚木市の作成に協力、今後も流域自治体の作成に適宜協力する。			・洪水予報河川において、タイムラインを作成している。 ・その他の河川、市町村については、防災体制の構築などの対応を整理した水害対応チェックリストを整備している。 ・その他の中小河川においても、タイムラインを作成する。
③タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練の実施	・ロールプレイング等の実践的な訓練を実施	E, F	概ね5年		・平成29年4月に、京浜河川事務所及び関係機関と合同で訓練を実施。	・ロールプレイング等の実践的な訓練を実施	・ロールプレイング等の実践的な訓練を実施	・タイムライン作成後、検討していく。	・昨年度、災害対策本部訓練を幹部職員対象に実施した。 ・今年度も、災害種別にあわせた訓練を実施予定である。	・水防管理者が実施する訓練に必要なに応じて協力する。	・気象台と県では、出水時の対応等を相互に確認しあう検討会を実施している。 ・今後、市町村等に参加を促し、より実践的な検討会とする。	・県と市町村では、出水時の対応等を相互に確認しあう検討会を実施している。 ・今後、市町村等に参加を促し、より実践的な検討会とする。	
④想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	A, B	平成31年度										・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の見直しを河川ごとに順次進めており、相模川等については、すでに公表している。 ・その他の河川についても、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表を進める。
⑤想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの策定	・想定最大規模降雨による洪水を対象とした洪水ハザードマップの策定	A, B, F	概ね5年		・金目川水系の洪水浸水想定区域図公表後、洪水ハザードマップの改訂を行う。	・洪水浸水想定区域公表後、ハザードマップを改訂する。	・金目川水系の洪水浸水想定区域の公表後に、ハザードマップの見直しを予定している。	洪水浸水想定区域公表後、ハザードマップを作成していく。	・神奈川県調査結果に基づいてマップに反映していきたいと考えている。		・作成に必要な情報の提供など、適切な支援を行っていく。		
⑥近隣市区と連携した広域避難の作成及び垂直避難や地下街の検討	・想定最大規模洪水による浸水により、市内避難所数が不足する場合や避難が市内避難所より他市の方が適切と思われる場合等において、広域避難計画(案)を作成または検討 ・垂直避難や地下街の検討	F	概ね5年		・非常災害時における避難所相互利用協定を大磯町と締結済。 ・計画の作成等について、今後の方針を検討していく。	・検討し、見直ししていく。	・今後の方針について検討していく。	・非常災害時における避難所相互利用協定を平塚市と締結済である。	・市町境において、浸水想定区域が入り組んでいる地域においては、両市町の地域で連携していたが、今年度からは行政の防災担当職員同士も連携し、両市町の防災訓練の中で避難訓練等の実践訓練を実施予定である。		・作成に必要な情報の提供など、適切な支援を行っていく。 ・他の都道府県の市町村への受入れについて、市町村から協議の要求があった場合は、他の都道府県と協議を行う。 ・被災市町村からの要求を待たないとまがない場合は、市町村の要求を待たずに広域避難のための要求を当該市町村に代わって行う。	・作成に必要な情報の提供などの支援を行っていく。	
⑦要配慮者・外国人等への対応等を考慮した避難計画の検討	・想定最大規模降雨に伴う洪水による要配慮者や外国人への対応等を考慮した避難計画の作成	F, G, J, L	概ね5年		・今後の方針について検討していく。	・関係部署と連携を図りながら、マニュアルを策定する。	・要配慮者利用施設については、避難確保計画の策定について、要請をしている。	・要配慮者利用施設所管部署と調整していく。	・高齢者や障害者等の災害時要配慮者については、台帳を整備し地域の自主防災組織にも配布している。 ・具体的な個別の避難計画等については検討課題となっている。		・県所管の要配慮者利用施設について、避難確保計画が適切に作成されるよう、県関係部局との連携を強化していく。 ・市町村に対しても、制度の説明や関係機関同士の連携などの支援を行っていく。 ・市町村に対しても、制度の説明や関係機関同士の連携など、適切な支援を行っていく。	・県所管の要配慮者利用施設について、避難確保計画が適切に作成されるよう、県関係部局との連携を強化していく。 ・市町村に対しても、制度の説明や関係機関同士の連携などの支援を行っていく。 ・外国人に対する雨量・水位情報の提供の方法について検討する。	
⑧案内板等の整備や電柱等に想定浸水深などを標識として表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の検討及び「災害・避難カード」の作成等	・既設案内板の利活用を検討 ・公共施設や電柱を中心に、看板の設置を検討 ・「災害・避難カード」の作成等	A, B, H, I, J	概ね5年		・電柱を中心に、看板の設置を検討している。	・標高表示板の設置。 ・避難誘導標識の設置。	・ハザードマップの作成に併せて、想定浸水深の標識設置について、検討する。	・想定浸水深などの表示については、洪水浸水想定区域公表後、検討していく。	・津波の浸水想定を目的にした、海抜表示は設置しているが、水防災に関する浸水深の表示等は、必要性を考慮して検討していく。		・作成に必要な情報の提供など、適切な支援を行っていく。		
⑨気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性の提供」を実施	・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化	A	引き続き実施								・「危険度の色分け表示」及び「警報級の可能性の提供」について、29年5月17日から気象庁ホームページで公開。 ・「大雨警報(浸水害)の危険度分布」及び「洪水警報の危険度分布」について、29年7月4日から気象庁ホームページで公開。		

具体的な取組の柱		主な内容	課題	目標時期	実施する機関								
事 項					平塚市	秦野市	伊勢原市	大磯町	二宮町	気象庁	神奈川県 (安全防災局)	神奈川県 (県土整備局)	
具体的取組													
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組													
■防災教育や防災知識の普及													
①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	A, B, L	引続き実施	・災害対策課を問合せ窓口として対応している。	・防災課を問合せ窓口として対応している。	・危機管理課問合せ窓口として対応している。	・危機管理課を問い合わせ窓口として対応している。	・ハザードマップ等の事前周知の窓口は防災担当が行う。	・自治体と双方向のホットライン窓口を設定し、気象の見通し等に係る解説に対するほか、平常時から問い合わせに応じる。	-	・県河川課及び各土木、治水事務所・センターで対応する。		
②水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	・水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	A, B, L	順次実施	・今年度は、水防災意識の向上を図るために、家屋倒壊等氾濫想定区域の住民に対して説明会を実施していく。 ・浸水想定区域図の公表に伴い、平成30年度以降には洪水ハザードマップの作成及び図上訓練を実施し、避難行動等について検討する。	・水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。	・水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。	・水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。	・水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。	・自治体等の要請により、水防災意識の向上を図るための説明会・講習会・出前講座を積極的に行っていく。	・自主防災組織リーダー等研修の中で映像や演習を通じて実施。 ・体験施設の一般来館者に対して風水害の疑似体験を通じて実施。	・市町村等の関係機関からの要請に応じて、地域住民に対して河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供する機会を設けている。 ・引き続き、要請に応じて河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供していく。		
③教員を対象とした講習会の実施	・授業を実施する前に担当教員にも水災害の知識を身につけていただくための講習会を実施	A, B	順次実施	・小学校等から要望があった際には、協力し水害について講話を実施する。	・教員を対象とした講習会の実施について、今後、検討していく。	・教員を対象とした講習会の実施について、今後、検討していく。	・教員を対象とした講習会の実施について、今後、検討していく。	・水災害だけではなく、中学校の地区懇談会などで防災に関する講習会などを実施している。	・県及び流域自治体の取り組みに協力する。	・教職員を対象とした防災教育研修を実施。	・関係機関からの要請に応じて、防災情報や減災対策に係る取組などの情報を提供する。		
④小学生を対象とした水防災教育の実施	・小学校の総合学習授業の中で、水防災教育の取組の実施	A, B	順次実施	・平成27年度には、平塚市の洪水について小学校で講話を実施した。	・小学生を対象とした防災教育の実施について、今後、検討していく。	・小学生を対象とした防災教育の実施について、今後、検討していく。	・小学生を対象とした防災教育の実施について、今後、検討していく。	・小学生を対象とした防災教育の実施について、今後、検討していく。	・県及び流域自治体の取り組みに協力する。	・小学4年生を対象に「かながわキッズぼうさいカード」を作成し、風水害時の行動について啓発している。	・関係機関からの要請に応じて、水防災教育を実施する。		
⑤出前講座等の講習会の実施	・出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施	A, B, G	引続き実施	・自治会や各種団体等からの依頼により、防災に対する普及啓発などの講話を実施済み。	・出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を防災アドバイザーが実施。	・出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等を実施している。	・外部講師による講演会等を実施している。	・地元の高校などでは、防災担当が招かれ毎年DIGなどの講習会を実施している。 ・自主防災訓練やPTAの研修会等に、防災担当及び消防職員が参加して防災知識の普及啓発を行っている。	・県及び流域自治体の取り組みに協力する。	・関係機関からの要請に応じて、防災知識の普及啓発活動を支援している。	・市町村等の関係機関からの要請に応じて、地域住民に対して河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供する機会を設けている。 ・引き続き、要請に応じて河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供していく。		
2)ソフト対策の主な取組 (2)洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組													
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組													
①水防団・消防団への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・情報伝達訓練等の実施	K	引続き実施	・風水害時のために水防団の連絡網を作成している。毎年確認し、最新版に更新をしている。	・無線やメールなどを活用し、情報伝達手段を確保している。 ・情報伝達訓練等を実施している。	・水防団は消防団が兼務しており、日頃から伝達訓練等を実施している。	・水防団は消防団が兼務しており、日頃から伝達訓練等を実施している。	・水防団(消防団)とは、メールでの情報伝達手段を確立しており適宜、情報伝達訓練も行っている。					
②水防団・消防団同士の連絡体制の確保	・近隣の水防団・消防団の連絡体制の確保	K, O	引続き実施	・年に1度、水防団員名簿の報告時に連絡体制を整備している。	・MCA無線及びデジタル簡易無線機を使用して、連絡体制を図っている。	・デジタル簡易無線機を使用し、連携を図っている。	・デジタル簡易無線機を使用し、連携を図っている。	・水防団(消防団)の長を通じて所属の水防団の連絡体制が整備されている。 ・近隣水防団との連携についても無線等を通じて連携を図っている。					
③水防団・消防団や地域住民が参加する重要水防区域等の共同点検	・水防団・消防団や地域住民が参加する重要水防区域等の共同点検	A, B, P	概ね5年	・県が実施する共同点検に参加する。	・今後、検討していく。	・出水期前に水防団、地域住民が重要水防区域の巡回パトロールを実施している。	・県が実施する共同点検に参加する。	・水防団(消防団)との重要水防区域等の把握については行っている。	・県が実施する共同点検に参加する。	-	・堤防が決壊すると被害が甚大となる相模川の、洪水に対しリスクが高い区間(重要水防区域等)において、市、消防団、住民と堤防の共同点検を実施している。 ・今後、対象河川を拡大し、継続的に実施する。		
④関係機関が連携した水防訓練の実施	・合同水防訓練や水防管理団体が行う訓練への参加	G, K, L	引続き実施	・各水防分団は巡視ルートの確認等、現地研修会を実施しており、そこに市の職員も参加している。	・合同水防訓練や水防管理団体が行う訓練へ参加している。	・浸水害を想定した水防訓練を実施している。	・関係機関との訓練を実施している。	・総合防災訓練として関係機関の連携を図る訓練を実施している。	・関係機関が実施する訓練に必要なに応じて協力する。	-	・市町村等を対象とした水防講習会を開催している。		
自由回答欄				-	-	-	-	-	-	-	-		

具体的な取組の柱		主な内容	課題	目標時期	実施する機関					
事 項					小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町
具体的取組										
1)ハード対策の主な取組										
■洪水を河川内で安全に流す対策										
〇河川改修が必要な箇所の整備及び適切な維持管理(除草・浚渫を含む)の実施		・整備効果の高い箇所から計画的に河川改修を実施 ・堆積土砂の撤去や除草など、適切な維持管理の実施	Q	概ね5年 (維持管理については引き続き実施)						
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備										
①防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布等		・防災行政無線の改良、個別受信機等の配布、更新等	J, K	引き続き実施	・防災行政無線のデジタル化を実施している。 ・J: COMIによる防災情報サービスを実施している。	・防災行政無線(固定系)のデジタル化を進めている。 ・音達調査の実施による難聴地区の解消を進めている。 ・戸別受信機設置補助金の交付を実施。(平成28年度まで)	・現状は希望制により戸別受信機を全戸配布している。 ・平成29年度は親局・中継局のデジタル化を実施し、テレフォンサービスの導入を検討している。	・防災行政無線テレフォンサービス及び登録制メール配信サービス「あんしんメール」を運用している。 ・携帯各社との契約により緊急速報メールサービスを運用している。 ・防災行政無線のデジタル化予定に伴い、子局の再配置、戸別受信機の配布について、検討・整備していく。	・防災行政無線テレフォンサービスの導入を予定している。(デジタル化)	・防災行政無線のデジタル化に伴い、既存の設備の改良を実施中。
②浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化		・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備、自家発電装置等の耐水化及び上層階への設置	P	引き続き実施	・洪水浸水想定区域図の見直し結果を踏まえて、対応を検討する。	・洪水浸水想定区域図の見直し結果を踏まえて、対応を検討する。	・洪水浸水想定区域図の見直し結果を踏まえて、対応を検討する。	・洪水浸水想定区域図の見直し結果を踏まえて、対応を検討する。	・洪水浸水想定区域図の見直し結果を踏まえて、対応を検討する。	・洪水浸水想定区域図の見直し結果を踏まえて、対応を検討する。
③新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備		・新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備 ・大規模水害に備えた水防資機材の拡充	O	引き続き実施	・市内5箇所の水防倉庫等に、土のう袋20,030袋、蛇籠約300個、丸太約1,500本、スコップ等を備蓄している。	・土のう袋やブルーシート等の水防資機材の拡充に取り組んでいる。	・新技術等を含めた水防資機材等の配備について検討していく。	・土のうやブルーシート等水防資機材の拡充及び新技術等を含めた水防資機材等の配備について検討していく。	・必要に応じて、地域の特性に応じた水防資機材の配備を検討をしていく。	・必要に応じて、地域の特性に応じた水防資機材の配備を検討をする。
④水位計(簡易水位計を含む)や量水標、河川監視カメラ等の設置、更新		・簡易水位計や量水標、河川監視カメラ等の設置、更新	A, D M, N	引き続き実施						
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組										
■情報伝達、避難計画等に関する取組										
①ホットラインの構築や、水位計・ライブカメラのリアルタイムの情報提供		・洪水予報等の情報発信(洪水予報等)の実施 ・水位計の情報やライブカメラの映像をリアルタイムで提供 ・緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信	A, E, J M, N	引き続き実施						
②避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成		・チェックリストを活用しタイムラインを作成 ・タイムラインを検証し見直しを実施	F, G	概ね5年	・酒匂川の洪水を対象としたタイムラインを作成している。	・避難勧告に着目したタイムラインを作成し、訓練や実際の風水害対応において使用し、検証を実施していく。	・タイムラインの作成について検討していく。	・県河川課と共同で酒匂川の台風接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)を作成している。	・酒匂川の洪水を対象としたタイムラインを作成している。	・酒匂川の洪水を対象としたタイムラインを作成している。今後、随時見直しを実施する。
③タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練の実施		・ロールプレイング等の実践的な訓練を実施	F	概ね5年	・河川管理者や関係機関と協議のうえ、検討をしていく。	・風水害対策図上訓練においてタイムラインを活用している。	・タイムライン作成後、具体的に検討を行う。	・訓練の実施について検討していく。	・訓練の実施について検討していく。	・訓練の実施について検討していく。
④想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	A, B	平成31年度						
⑤想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの策定		・想定最大規模降雨による洪水を対象とした洪水ハザードマップの策定	A, B H, I	概ね5年	・想定最大規模の洪水浸水想定区域を反映した酒匂川の洪水ハザードマップを作成・配布していく。	・平成29年度作成の防災ハザードマップに想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を反映させている。	・県管理河川の洪水浸水想定区域公表後、ハザードマップの見直しを検討する。	・想定最大規模の浸水想定区域を反映した洪水ハザードマップを作成する。全戸配布予定。	・想定最大規模の浸水想定区域を反映した洪水ハザードマップを作成する。	・県管理河川の洪水浸水想定区域公表後、ハザードマップの見直しを検討する。
⑥近隣市町と連携した広域避難計画の作成及び垂直避難や地下街の検討		・想定最大規模洪水による浸水により、市内避難所数が不足する場合や避難が市内避難所より他市町の方が適切と思われる場合等において、広域避難計画(案)を作成または検討 ・垂直避難や地下街の検討	H, K	概ね5年	・広域避難所の必要性について精査し、必要に応じて近隣市町等と検討をしていく。	・広域避難については、今後検討していく。	・現状は町が指定する避難所については、洪水浸水想定区域外であることから、検討を行っていない。	・総合商業施設の立体駐車場の避難場所指定等について検討をしている。	・広域避難所の必要性について精査し、必要に応じて近隣市町等と検討をしていく。	・広域避難所の必要性について精査し、必要に応じて近隣市町等と検討をしていく。
⑦要配慮者・外国人等への対応等を考慮した避難計画の検討		・想定最大規模降雨に伴う洪水による要配慮者や外国人等への対応等を考慮した避難計画の作成	B, H, I	概ね5年	・要配慮者利用施設担当部局と調整をしていく。	・要配慮者や外国人等を対象とした避難計画の策定については今後検討していく。	・要配慮者施設所管課と調整を図る。	・要配慮者施設所管部署と調整を図る。	・要配慮者施設所管部署と調整を図る。	・要配慮者施設所管部署と調整を図る。
⑧案内板等の整備や電柱等に想定浸水深などを標識として表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の検討等		・既設案内板の利活用を検討 ・公共施設や電柱を中心に、看板の設置を検討	A, K	概ね5年	・公共施設等に海拔表示版を設置している。	・指定避難所に案内看板を設置している。 ・電柱等への案内表示を検討する。	・想定浸水深については、県管理河川の洪水浸水想定区域公表後、検討を行う。	・浸水深などを標識として表示すること等について検討する。	・浸水深などを標識として表示すること等について検討する。	・浸水深などを標識として表示すること等について検討する。
⑨気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性の提供」を実施		・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化	A	引き続き実施						

具体的取組の柱		主な内容	課題	目標時期	実施する機関						
事 項					開成町	箱根町	湯河原町	気象庁	神奈川県 (安全防災局)	神奈川県 (県土整備局)	
具体的取組											
1)ハード対策の主な取組											
■洪水を河川内で安全に流す対策											
〇河川改修が必要な箇所の整備及び適切な維持管理(除草・浚渫を含む)の実施		・整備効果の高い箇所から計画的に河川改修を実施 ・堆積土砂の撤去や除草など、適切な維持管理の実施	Q	概ね5年 (維持管理については引き続き実施)						・酒匂川、森戸川、山王川において、築堤工、護岸工、橋梁架替などを実施する。 ・引き続き、必要な箇所において堆積土砂の除去及び除草を実施し、流下能力の確保を図る。 ・このほか、護岸の整備等に必要な調査・設計を実施する。	
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備											
①防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布等		・防災行政無線の改良、個別受信機等の配布、更新等	J, K	引き続き実施	・防災行政無線の難聴対策のため、防災ラジオ等の配布、防災行政無線テレホンサービスの導入を実施している。	・防災行政無線のデジタル化を進める。	・防災行政無線をデジタル化している。 ・難聴地域に対し、補完事業として内容をメールマガジン、TVKデータ放送、テレホンサービス等で伝達している。				
②浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化		・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備、自家発電装置等の耐水化及び上層階への設置	P	引き続き実施	・洪水浸水想定区域図の見直し結果を踏まえて、対応を検討する。	・洪水浸水想定区域図の見直し結果を踏まえて、対応を検討する。	・洪水浸水想定区域図の見直し結果を踏まえて、対応を検討する。				
③新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備		・新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備 ・大規模水害に備えた水防資機材の拡充	O	引き続き実施	・水防活動を支援するため新素材の水のう(吸水バック)を配備している。	・デジタルトランシーバーを各分団に配備している。	・各消防団員にライフジャケットを配備し、消防分団においては可搬型無線機を配備している。			・必要に応じて、地域の特性や大規模水害に対応した水防資機材を配備する。	
④水位計(簡易水位計を含む)や量水標、河川監視カメラ等の設置、更新		・簡易水位計や量水標、河川監視カメラ等の設置、更新	A, D M, N	引き続き実施						・水位計及び河川監視カメラの整備を引き続き進める。 ・簡易に設置できる危機管理型水位計については、重要水防区域や溢水の恐れのある箇所等、洪水時の水位監視が必要な箇所に設置する。 ・その他、危機管理型水位計について、ネック箇所や工事箇所へ機動的に設置することも検討する。	
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組											
■情報伝達、避難計画等に関する取組											
①ホットラインの構築や、水位計・ライブカメラのリアルタイムの情報提供		・洪水予報等の情報発信(洪水予報等)の実施 ・水位計の情報やライブカメラの映像をリアルタイムで提供 ・緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信	A, E, J M, N	引き続き実施						・雨量及び水位、河川監視カメラの画像は、県のホームページでリアルタイムで公表している。 ・今後も、必要な箇所について雨量計、水位計、監視カメラの整備を進める。 ・洪水予報河川において、ホットラインを構築している。 ・その他の中小河川においても、ホットラインの構築を検討する。 ・酒匂川において、緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信の実施を検討する。	
②避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成		・チェックリストを活用しタイムラインを作成 ・タイムラインを検証し見直しを実施	F, G	概ね5年	・酒匂川の洪水を対象としたタイムラインを作成している。	・タイムラインの作成について検討していく。	・タイムラインの作成について検討していく。	・小田原市、厚木市の作成に協力、今後も流域自治体の作成に適宜協力する。		・洪水予報河川において、タイムラインを作成している。 ・その他の河川、市町村については、防災体制の構築などの対応を整理した水害対応チェックリストを整備している。 ・その他の中小河川においても、タイムラインを作成する。	
③タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練の実施		・ロールプレイング等の実践的な訓練を実施	F	概ね5年	・神奈川県総合防災センター職員を講師としたとの神奈川県との合同図上訓練が開催されており、今年度は地震災害を計画しているが、来年度、水害対策を計画したい。	・タイムライン作成後、検討する。	・タイムライン作成後、訓練の実施について検討していく。	・水防管理者が実施する訓練に必要なに応じて協力する。	・気象台と県では、出水時の対応等を相互に確認しあう検討会を実施している。 ・今後、市町村等に参加を促し、より実践的な検討会とする。	・県と気象台では、出水時の対応等を相互に確認しあう検討会を実施している。 ・今後、市町村等に参加を促し、より実践的な検討会とする。	
④想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	A, B	平成31年度						・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の見直しを河川ごとに順次進めており、酒匂川については、すでに公表している。 ・その他の河川についても、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の公表を進める。	
⑤想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの策定		・想定最大規模降雨による洪水を対象とした洪水ハザードマップの策定	A, B H, I	概ね5年	・今年度神奈川県が酒匂川の浸水想定区域図を公表したが、開成町内には要定川、仙了川についても今年度神奈川県が調査を実施しており、神奈川県の浸水想定区域図を公表を受けて、開成町の洪水ハザードマップを作成する予定。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域が公表された後、作成する。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域が公表された後、作成する。	・作成に必要な情報の提供など、適切な支援を行っていく。			
⑥近隣市町と連携した広域避難計画の作成及び垂直避難や地下街の検討		・想定最大規模洪水による浸水により、市町内避難所数が不足する場合や避難が市町内避難所より他市町の方が適切と思われる場合等において、広域避難計画(案)を作成または検討 ・垂直避難や地下街の検討	H, K	概ね5年	・開成町は町内全域が平坦であり、大洪水が発生した場合に避難できる丘陵部が町内には無いため、近隣の丘陵部を持つ市町への避難について協定の締結等の検討を進める。	・広域避難計画については未作成。想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の公表に併せ検討する。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の公表に併せ検討する。		・作成に必要な情報の提供など、適切な支援を行っていく。	・作成に必要な情報の提供などの支援を行っていく。	
⑦要配慮者・外国人等への対応等を考慮した避難計画の検討		・想定最大規模降雨に伴う洪水による要配慮者や外国人への対応等を考慮した避難計画の作成	B, H, I	概ね5年	・要配慮者施設所管部署と調整を図る。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の公表に併せ検討する。	・要配慮者施設所管部署と調整を図る。		・県所管の要配慮者利用施設について、避難計画が適切に作成されるよう、県関係部局との連携を強化していく。 ・市町村に対しても、制度の説明や関係機関同士士の連携など、適切な支援を行っていく。	・県所管の要配慮者利用施設について、避難計画が適切に作成されるよう、県関係部局との連携を強化していく。 ・市町村に対しても、制度の説明や関係機関同士士の連携などの支援を行っていく。 ・外国人に対する雨量・水位情報の提供の方法について検討する。	
⑧案内板等の整備や電柱等に想定浸水深などを標識として表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の検討等		・既設案内板の利活用を検討 ・公共施設や電柱を中心に、看板の設置ごとハザードマップ」の検討等	A, K	概ね5年	・既設避難所に設置している既設看板の利活用を検討する。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域公表後、浸水深などを標識として表示すること等について検討する。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域公表後、浸水深などを標識として表示すること等について検討する。		・作成に必要な情報の提供など、適切な支援を行っていく。		
⑨気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性の提供」を実施		・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化	A	引き続き実施				・「危険度の色分け表示」及び「警報級の可能性の提供」について、29年5月17日から気象庁ホームページで公開している。 ・「大雨警報(浸水害)の危険度分布」及び「洪水警報の危険度分布」について、29年7月4日から気象庁ホームページで公開している。			

具体的な取組の柱		主な内容	課題	目標時期	実施する機関					
事 項					小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町
具体的取組										
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組										
■防災教育や防災知識の普及										
①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置		・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	A, C, I	引き続き実施	・防災対策課を問い合わせ窓口として対応している。	・防災安全課窓口や出前講座等で水災害の事前準備や、ハザードマップの見方について説明する等の対応を行っている。	・地域防災課を問い合わせ窓口として対応している。	・防災安全室において対応している。	・防災担当窓口が兼任している。	・総務防災課を問い合わせ窓口として対応している。
②水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催		・水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	A, C, I	概ね5年	・必要に応じて、今後検討をしていく。	・自主防災組織等を対象とした防災出前講座にて説明を行っている。	・水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。	・必要に応じて、今後検討をしていく。	・必要に応じて、今後検討をしていく。	・必要に応じて、今後検討をしていく。
③教員を対象とした講習会の実施		・授業を実施する前に担当教員にも水災害の知識を身につけていただくための講習会を実施	A, C, I	概ね5年	必要に応じて、今後検討をしていく。	・要望があった場合に出前講座の形式を取り実施する。	教員を対象とした講習会の実施について、今後検討していく。	・必要に応じて、今後検討をしていく。	・必要に応じて、今後検討をしていく。	・必要に応じて、今後検討をしていく。
④小学生を対象とした水防災教育の実施		・小学校の総合学習授業の中で、水防災教育の取組の実施	A, C, I	概ね5年	・必要に応じて、今後検討をしていく。	・要望があった場合に出前講座の形式を取り実施する。	・小学生を対象とした防災教育の実施について、今後検討していく。 (現状、地震を想定した総合防災訓練について、小学生が参加している)	・小学校4・5年生を対象とした防災体験教室として、消防署・県防災センター・自衛隊等を訪問する形で総合的な防災教育を実施している。	・必要に応じて、今後検討をしていく。	・必要に応じて、今後検討をしていく。
⑤出前講座等の講習会の実施		・出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施	A, C, I	引き続き実施	・要望に応じて、水害を含めた防災教室を実施している。	・自主防災組織、学校、福祉施設等から要望があった場合に防災安全課職員による出前講座を実施し、防災知識の普及啓発に取り組んでいる。 ・防災とボランティア週間に合わせ、外部講師による防災講演会を実施している。	・町が雇用する非常勤である防災安全専門員(消防OB)による出前講座を実施する。	・自主防災(自治会)、小中学校、PTA・父母会、民生委員、老人会など、各種団体の要望に応じた出前講座を年間を通し随時実施している。	・必要に応じて、今後検討をしていく。	・必要に応じて、今後検討をしていく。
2)ソフト対策の主な取組 (2)洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組										
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組										
①消防団への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施		・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・情報伝達訓練等の実施	M	引き続き実施	・無線及びメールでの情報伝達体制は確立している。水防団は消防団が兼務しており、訓練時等に情報伝達の確認をしている。	・無線やメールなどを活用した情報伝達手段を確保している。	・水防団は消防団が兼務しており、情報伝達訓練等については日頃から実施している。また、メールによる責任者との連絡手段は確保している。	・消防団(水防団)への移動系防災行政無線の配備をしている。 ・メール配信サービスを利用した情報の発信をしている。	・無線やメールなどを活用した情報伝達手段を確保している。	・無線やメールなどを活用した情報伝達手段を確保している。
②消防団同士の連絡体制の確保		・近隣の消防団の連絡体制の確保	N	概ね5年	・デジタル簡易無線等により、水防団同士の連絡体制を確保している。	・トランシーバー及び地域防災無線により、消防団本団及び分団との連絡体制を確保している。	・水防団同士の連絡体制の確保について、検討をしていく。	・水防団同士の連絡体制の確保について、検討をしていく。	・水防団同士の連絡体制の確保について、検討をしていく。	・水防団同士の連絡体制の確保について、検討をしていく。
③消防団や地域住民が参加する重要水防区域等の共同点検等		・消防団や地域住民が参加する重要水防区域等の共同点検等	A, I	概ね5年	・県主催による重要水防区域等の共同点検に地域住民とともに参加している。	・県主催による、酒匂川の重要水防区域等の共同点検に参加している。	・県主催による、関係河川の重要水防区域等の共同点検に参加する。	・県主催による、酒匂川の重要水防区域等の共同点検に参加している。	・県主催による、酒匂川の重要水防区域等の共同点検に参加している。	・県主催による、酒匂川の重要水防区域等の共同点検に参加している。
④関係機関が連携した水防訓練の実施		・合同水防訓練や水防管理団体が行う訓練への参加	C, I, L	引き続き実施	・神奈川県や関係市町等との合同により水防演習を実施している。	・合同水防訓練や水防管理団体が行う訓練へ参加している。	・他機関が実施する訓練に参加している。	・毎年小田原市の水防訓練へ消防団を合同参加させている。	・合同水防訓練へ参加している。	・出水期前の合同水防訓練に参加することになっている。(消防団)
自由回答欄					-	-	-	-	-	-

具体的な取組の柱		主な内容	課題	目標時期	実施する機関						
事 項					開成町	箱根町	湯河原町	気象庁	神奈川県 （安全防災局）	神奈川県 （県土整備局）	
具体的取組											
2)ソフト対策の主な取組（1）逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組											
■防災教育や防災知識の普及											
①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置		・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	A, C, I	引き続き実施	・環境防災課を問い合わせ窓口として対応している。	・総務防災課防災対策室を窓口としている。	・特に水災害に特化した窓口等はないが、防災係で対応している。	・自治体と双方向のホットライン窓口を設定し、気象の見通し等に係る解説に対するほか、平常時から問い合わせに応じる。	-	・県河川課及び土木、治水事務所・センターで対応する。	
②水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催		・水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	A, C, I	概ね5年	・避難勧告等の水害時の行動を周知するため講習会を開催している。	・水防災意識の向上を図るため、関係機関と連携し、説明会・講習会の実施について検討する。	・必要に応じて、今後検討をしていく。	・自治体等の要請により、水防災意識の向上を図るための説明会・講習会・出前講座を積極的に行っていく。	・自主防災組織リーダー等研修の中で映像や演習を通じて実施 ・体験施設の一般来館者に対して風水害の疑似体験を通じて実施	・市町村等の関係機関からの要請に応じて、地域住民に対して河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供する機会を設けている。 ・引き続き、要請に応じて河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供していく。	
③教員を対象とした講習会の実施		・授業を実施する前に担当教員にも水災害の知識を身につけていただくための講習会を実施	A, C, I	概ね5年	・必要に応じて、今後検討をしていく。	・関係機関と連携し、説明会・講習会の実施について検討する。	・必要に応じて、今後検討をしていく。	・県及び流域自治体の取り組みに協力する。	・教職員を対象とした防災教育研修を実施する。	・関係機関からの要請に応じて、防災情報や減災対策に係る取組などの情報を提供することを検討する。	
④小学生を対象とした水防災教育の実施		・小学校の総合学習授業の中で、水防災教育の取組の実施	A, C, I	概ね5年	・小学校4年生の授業の中で、酒匂川の水害の歴史など水防教育を実施している。	・関係機関と連携し、説明会・講習会の実施について検討する。	・水災害も含めた防災に関する講座を一部小学校で実施している。	・県及び流域自治体の取り組みに協力する。	・小学4年生を対象に「かながわキッズぼうさいカード」を作成し、風水害時の行動について啓発	・関係機関からの要請に応じて、水防災教育の実施を検討する。	
⑤出前講座等の講習会の実施		・出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及と啓発活動等の支援を実施	A, C, I	引き続き実施	・町防災講座において、酒匂川の氾濫のシミュレーションや三保ダムの見学を実施している。	・町で実施している出前出張講座にて、要望があれば対応している。	・町で出前講座を実施しており、申し込みがあれば対応している。	・県及び流域自治体の取り組みに協力する。	・関係機関からの要請に応じて、防災知識の普及と啓発活動を支援している。	・市町村等の関係機関からの要請に応じて、地域住民に対して河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供する機会を設けている。 ・引き続き、要請に応じて河川の減災対策や、避難に有効な情報を提供していく。	
2)ソフト対策の主な取組（2）洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組											
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組											
①消防団への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施		・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・情報伝達訓練等の実施	M	引き続き実施	・防災行政無線による情報伝達手段の確保をしている。 ・防災訓練の際に情報伝達訓練の実施をしている。	・情報伝達訓練等の実施については、消防団の訓練時等に情報伝達体制の確認をしている。	・各分団への無線配備及び、災害招集メールにて対応している。				
②消防団同士の連絡体制の確保		・近隣の消防団の連絡体制の確保	N	概ね5年	・平時から近隣水防団との連携の確保をしている。	・各詰所にデジタルトランシーバーを配備し、消防団員同士の連絡体制を確保している。	・町内分団は無線配備を装備しているため連絡体制は確保されている。				
③消防団や地域住民が参加する重要水防区域等の共同点検等		・消防団や地域住民が参加する重要水防区域等の共同点検等	A, I	概ね5年	・昨年度、神奈川県県西土木事務所が主体で酒匂川水辺スポーツ公園付近で水防団や地域住民が参加する重要水防区域等の共同点検を実施している。	・県主催による、関係河川の重要水防区域等の共同点検に参加する。	・県主催による、関係河川の重要水防区域等の共同点検に参加する。	・県が実施する共同点検に参加する。	・酒匂川流域で関係機関と合同パトロールを実施し、キャンプ場等の施設管理者や河川利用者に対して安全利用の呼びかけを行う。	・堤防が決壊すると被害が甚大となる酒匂川の、洪水に対しリスクが高い区間（重要水防区域等）において、市、消防団、住民と堤防の共同点検を実施している。 ・今後、対象河川を拡大し、継続的に実施する。	
④関係機関が連携した水防訓練の実施		・合同水防訓練や水防管理団体が行う訓練への参加	C, I, L	引き続き実施	・小田原市水防演習の参加や神奈川県及び近隣市町と合同での水防演習を実施している。	・県主体の訓練に参加している。	・県主催の水防訓練に参加している。	・関係機関が実施する訓練に必要に応じて協力する。	-	・引き続き、酒匂川を会場として、周辺市町村と連携し、水防工法などの実践的な訓練を伴う「水防演習」を実施する。 ・市町村等を対象とした水防講習会を開催している。	
自由回答欄					-	-	-	-	-	-	